

(第一類 第九号)

第三十九回国会
衆議院

商工委員會議錄 第十二号

(一一三)

昭和三十六年十月三十日(月曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 平田清三郎君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

神田 博君 倉成 正君

始関 伊平君 首藤 新八君

白濱 仁吉君 田中 榮一君

田中 龍夫君 田邊 國男君

中垣 國夫君 野田 武夫君

原田 憲君 古川 文吉君

南 好雄君 村上 勇君

山手 満男君 加藤 清二君

多賀谷眞稔君 中村 重光君

永井勝次郎君 玉置 一徳君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

出席産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員 法制局參事官 山内 一夫君

(第一部長) 總理府總務長官 小平 久雄君

公正取引委員會委員長 佐藤 基君

通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長) 通商産業事務局(公益事業局長) 樋口 誠明君

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 後藤田正晴君

(稅務局長)

委員外の出席者

議員 石山 權作君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 上村 尊雄君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 小沼 亨君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

總理府事務官(公正取引委員會議務局長) 後藤 英輔君

第一類第九号 商工委員會會議錄第十二号 昭和三十六年十月三十日

一

る件
請願

- 一 競輪制度改善に関する請願
(大矢省三君紹介)(第一九一七号)
- 二 中小企業に対する事業資金融資を拡大に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一九一八号)
- 三 消費者利益保護のため不正取引規制に関する請願(山口シヅエ君紹介)(第一九一九号)
- 四 公共料金の値上げ抑制に関する請願(山口シヅエ君紹介)(第一九二〇号)
- 五 中小企業対策に関する請願(稲富稔人君紹介)(第二〇二三号)
- 六 中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二〇二四号)
- 七 同外一件(首藤新八君紹介)(第二〇二五号)
- 八 同(細田義安君紹介)(第二〇二六号)

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

多賀谷眞稔君外二十四名提出の金属鉱物価格安定臨時措置法案及び金属鉱物資源開発助成法案の両案を一括して議題とし、審査に入ります。

金属鉱物価格安定臨時措置法案

金属鉱物価格安定臨時措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 安定価格及び需給計画

(第三条―第八条)

第三章 金属鉱業審議会(第九條―第十二條)
第四章 日本金属鉱産物販売公団
第一節 通則(第十三條―第十九條)

第二節 役員及び職員(第二十条―第三十条)
第三節 業務(第三十一条・第三十二条)

第四節 財務及び会計(第三十三条―第四十四条)
第五節 監督(第四十五条・第四十六条)

第六節 補則(第四十七条・第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条)
第六章 罰則(第五十条―第五十五条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、金属鉱産物の価格の著しい変動を防止するため、金属鉱産物の安定価格及び需給計画を定め、その買取機能を設ける等の措置を講じ、もつて金属鉱物及び金属鉱産物に係る鉱山業、製錬業その他の事業の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「金属鉱物」とは、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物のうち、通商産業大臣が金属鉱業審議会の意見をきいて指定する金属の鉱物をいう。

2 この法律において「原料用鉱物」とは、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物のうち、地金にするための製錬をされない他の物をつくるための原料として使用されるもので、通商産業大臣が金属鉱業審議会の意見をきいて指定するものをいう。

3 この法律において「金属鉱産物」とは、原料用鉱物及び金属鉱物から製錬した地金をいう。

4 この法律において「鉱山業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱の事業をい、
「鉱山業者」とは、鉱山業を営む者をいう。

5 この法律において「製錬業」とは、鉱物の製錬の事業をい、
「製錬業者」とは、製錬業を営む者をいう。

第二章 安定価格及び需給計画
(安定価格)
第三条 通商産業大臣は、金属鉱業審議会の意見をきいて、次の安定価格を定める。
一 国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の国内における安定上価格
二 前号に規定する原料用鉱物及び地金の国内における安定上価格
三 前項第一号の安定上価格とは、国内の原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業及び製錬業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最低

とは、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物のうち、地金にするための製錬をされない他の物をつくるための原料として使用されるもので、通商産業大臣が金属鉱業審議会の意見をきいて指定するものをいう。

3 この法律において「金属鉱産物」とは、原料用鉱物及び金属鉱物から製錬した地金をいう。

4 この法律において「鉱山業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱の事業をい、
「鉱山業者」とは、鉱山業を営む者をいう。

5 この法律において「製錬業」とは、鉱物の製錬の事業をい、
「製錬業者」とは、製錬業を営む者をいう。

第二章 安定価格及び需給計画
(安定価格)
第三条 通商産業大臣は、金属鉱業審議会の意見をきいて、次の安定価格を定める。
一 国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の国内における安定上価格
二 前号に規定する原料用鉱物及び地金の国内における安定上価格
三 前項第一号の安定上価格とは、国内の原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業及び製錬業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最低

2 前項第一号の安定上価格は、国内の原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業及び製錬業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最低

価格であつて、金属鉱産物の生産費その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

3 第一項第二号の安定上価格とは、金属鉱産物を原材料として使用する事業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最高価格であつて、金属鉱産物の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 通商産業大臣は、前条の安定価格を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた安定価格を変更することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(需給計画)
第五条 通商産業大臣は、毎年度、当該年度開始前に、金属鉱業審議会の意見をきいて、国内において使用される金属鉱産物(スクラップを含む)の需給計画(以下「需給計画」という。)を定めなければならない。

2 需給計画に定める事項は、次のとおりとする。
一 当該年度において国内で採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の数量並びに日本金属鉱産物販売公団のそれらの買取価格
二 当該年度において輸入する金属鉱物から製錬する地金の数量及び日本金属鉱産物販売公団のその買取価格
三 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が輸入する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量
四 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量及びその販売価格
五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
7 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
8 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

産物販売公団のそれらの買取価格
二 当該年度において輸入する金属鉱物から製錬する地金の数量及び日本金属鉱産物販売公団のその買取価格
三 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が輸入する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量
四 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量及びその販売価格
五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

二 当該年度において輸入する金属鉱物から製錬する地金の数量及び日本金属鉱産物販売公団のその買取価格
三 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が輸入する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量
四 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量及びその販売価格
五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

三 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が輸入する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量
四 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量及びその販売価格
五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

四 当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物(スクラップを含む)の数量及びその販売価格
五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

五 前項第一号の価格は、第三条第一項第一号の安定上価格以上で、かつ、同項第二号の安定上価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

六 第二項第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

七 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

八 第三項第四号の規定は、第一項の場合に準用する。
第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

第六条 通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

需給計画を変更することができる。

需給計画を変更することができる。

需給計画を変更することができる。

需給計画を変更することができる。

需給計画を変更することができる。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。

(日本金属鉱産物販売公団の一手買取等)

第七條 鉱山業者が国内において採掘した原料用鉱物(その者が製錬業その他の事業を営む場合において、自ら使用するものを除く。)及び製錬業者が国内において金属鉱物から製錬した地金(第三項ただし書の規定により輸出されるものを除く。)は、日本金属鉱産物販売公団が買い取るものとする。

2 日本金属鉱産物販売公団は、前項の規定により鉱山業者又は製錬業地から買い取るべき原料用鉱物又は金属鉱物から製錬した地金の数量については、毎年、鉱山業者又は製錬業者との契約で定めるものとする。

3 鉱山業者はその国内において採掘した原料用鉱物を、製錬業者はその国内において金属鉱物から製錬した地金を日本金属鉱産物販売公団以外の者に売り渡してはならない。ただし、製錬業者が輸入した金属鉱物から製錬した地金を輸出する場合は、この限りでない。

4 日本金属鉱産物販売公団以外の者は、原料用鉱物及び金属鉱物から製錬した地金(スクラップを含む。以下次条において同じ。)を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

5 日本金属鉱産物販売公団以外の者は、鉱山業者からその者が国内において採掘した原料用鉱物を、製錬業者からその者が金属鉱物か

ら製錬した地金を買い受けてはならない。

6 第三項ただし書の規定による輸出及び第四項ただし書の規定による輸入について、その手続その他必要な事項は、政令で定める。

(輸出入業務の代行)

第八條 日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の輸出入の業務の全部又は一部をその指定する者を代行させることができる。

第三章 金属鉱業審議会(設置及び権限)

第九條 通商産業省に、金属鉱業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、金属鉱産物(スクラップを含む。以下次条において同じ。)の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、通商産業大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第十條 審議会は、委員十人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

一 原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業者及び製錬業者を代表する者 四人以内

二 労働者を代表する者 四人以内

三 金属鉱産物を原材料として使用する事業を営む者を代表する者 二人以内

四 学識経験のある者 二人以内

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十一條 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(通商産業省令への委任)

第十二條 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 日本金属鉱産物販売公団

第一節 通則

(日本金属鉱産物販売公団の目的)

第十三條 日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の価格の著しい変動の防止に寄与するため、金属鉱物(スクラップを含む。以下この章及び次章において同じ。)の買取(輸入を含む。)及び売渡し(輸出を含む。)の事業を営むことを目的とする。

(法人格)

第十四條 日本金属鉱産物販売公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十五條 公団は、主たる事務所を東京部に置く。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(登記)

第十七條 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八條 公団でない者は、日本金属鉱産物販売公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九條 民法(明治二十九年法律第八十九号第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所))の規定は、公団について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第二十條 公団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十一條 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員の任命)

第二十二條 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第二十三條 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の解任)

第二十五條 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他

役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 一身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十七条 公団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十八条 理事長は、理事又は公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十九条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第三十一条 公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 金属鉱産物の買取(輸入を含む。及び売渡し(輸出を含む。))
二 前号の業務に附帯する業務
(業務方法書)

第三十二条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第三十三条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十四条 公団は、毎事業年度、第五節第一項に規定する帶給計画に基づいて予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第三十五条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十六条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書

を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事業所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十七条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十八条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付け)

第三十九条 政府は、公団に対し、

長期又は短期の資金の貸付けを行うことができる。

(債務保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について保証することができる。

(償還計画)

第四十一条 公団は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

第四十五条 公団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると

きは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第三十二条第一項、第三十四条、第三十八条第一項若しくは第二項ただし書又は第四十一条の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第二項又は第四十四条の規定により通商産業省令を定めようとするとき。

三 第三十六条第一項又は第四十三条の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二条第一号の規定によ

る指定をしようとするとき。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第四十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業者若しくは製錬業者若しくは金属鉱産物を原材料として使用する事業を営む者に対し、必要な事項の報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第四十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第六章 罰則

第五十条 第七条第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十条又は前条の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第五条の規定は、昭和三十一年度以降の年度の需給計画について適用する。

第三条 この法律は、施行の日から

十年以内に廃止するものとする。

(公団の設立)

第四条 通商産業大臣は、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第五条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対して出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七条 第七條の規定の施行の際現に輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三十七号)第一条の規定により受けていた承認又は同令第二条第一項の規定により受けていた許可に係る金属鉱産物及び輸入貿易管理令(昭和二十四年政令

第四百十四号)第四条第一項又は同令第八条第一項の規定により受けている承認に係る金属鉱産物については、第七條第三項から第五項までの規定は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に日本金属鉱産物販売公団という名称を使用している者については、第十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 公団の最初の事業年度は、第三十三條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 公団の最初の事業年度については、第三十四條中「毎事業年度、第五條第一項に規定する需給計画に基づいて予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく、当該年度の予算を作成し」とする。

(登録税法の一部改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ次の次に次の一号を加える。

一ノ十一 日本金属鉱産物販売公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の一部改正)

第十二條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ八 日本金属鉱産物販売公団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の十一の次に次の一号を加える。

四ノ十二 日本金属鉱産物販売公団

(法人税法の一部改正)

第十四條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「特定船舶整備公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十五條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「特定船舶整備公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

第七十三條の四第一項第一号中「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

「農地開発機械公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

「農地開発機械公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

「農地開闢機械公団」の下に、「日本金属鉱産物販売公団」を加える。

(資金運用部資金法の一部改正)

第十七條 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次の

のように改正する。

第七條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 日本金属鉱産物販売公団に対する貸付け

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第十八條 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 日本金属鉱産物販売公団に対する貸付け

(通商産業省設置法の一部改正)

第十九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の二項を加える。

5 鉱山局に、日本金属鉱産物販売公団監理官一人を置く。

6 日本金属鉱産物販売公団監理官は、命を受けて、第十三條第五号に規定する事務を行なう。

第十三條に次の一号を加える。

五 日本金属鉱産物販売公団に関する事。

第二十五條第一項の表中重油ボイラー規制審議会の項の次に次のように加える。

金属鉱産物の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議すること。	金属鉱産物の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議すること。
-----------------------------------	-----------------------------------

理由

貿易の自由化に対処し、金属鉱産物の価格の著しい変動を防止するため、金属鉱産物の安定価格及び需給計画を定め、その買取機能を設ける等の措置を講じ、もつて金属鉱物及び金属鉱産物に係る鉱山業、製錬業その他の事業の経営の安定に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、本年度約二十五億五千万円の見込みである。

金属鉱物資源開発助成法

金属鉱物資源開発助成法

第一章 総則(第一條 第三條)

第二章 金属鉱物資源開発事業団

第一節 通則(第四條 第十條)

第二節 役員及び職員(第十一條 第二十二條)

第三節 業務(第二十三條 第三十三條)

第四節 財務及び会計(第三十四條 第四十四條)

第五節 監督(第四十五條 第四十六條)

第六節 補助(第四十七條 第四十九條)

第三章 雑則(第五十條)

第四章 罰則(第五十一條 第五四條)

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、国内の重要金属鉱物資源の探鉱を助成すること

により、わが国工業に必要な重要金属鉱物の自給度を高め、その安定した供給源を確保し、もつてわが国産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

第二章 通商産業大臣は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三條第一項に規定する鉱物のうち、次の各号の一に該当するものであつて、その資源の開発が必要であると認める金属の鉱物を指定する。

一 重化学工業原材料として需要度の高いもの

二 国内における自給度を高める必要があるもの

三 国内における自給度は高いが、対外競争力が弱く、生産原価をすみやかに低下せしめる必要があるもの

四 貴金属その他産業の振興に特に必要なもの

(補助)

第三條 政府は、鉱業権者又は租鉱権者が前条の規定により指定された金属の鉱物(以下「重要金属鉱物」という。)の探鉱を実施する場合において、その探鉱の促進がわが国の重要金属鉱物資源の開発に特に寄与すると認めるときは、予算の範囲内において、当該鉱業権者又は租鉱権者に対し、その探鉱の実施に必要な経費の一部を補助金として交付することができる。

2 前項の鉱業権者又は租鉱権者の範囲、補助金の交付の対象となる探鉱及び補助金の額の算定基準その他補助金の交付に関し必要

な事項は、通商産業省令で定める。

第二章 金属鉱物資源開発事業団

第一節 通則

(金属鉱物資源開発事業団の目的)

第四條 金属鉱物資源開発事業団は、重要金属鉱物資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第五條 金属鉱物資源開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第六條 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第七條 事業団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第八條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九條 事業団でない者は、その名称中に金属鉱物資源開発事業団という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十一條 事業団に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十三條 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十四條 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格条項)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができ

ない。

一 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

（役員（役員の兼任禁止））
第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十八条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十九条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十條 事業団の職員は、理事長が任命する。
（秘密保持義務）
第二十一条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十二条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

（業務の範囲）

第二十三条 事業団は、第四条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
一 重要金属鉱物の探鉱（次号に掲げるものを除く。）

二 委託に基づく重要金属鉱物の探鉱

三 鉱業権の保有又は売渡し
四 重要金属鉱物の探鉱を行なう者に対する探鉱資金の貸付け
五 通商産業省令で定める基準に該当する鉱業権者及び租鉱権者に対する重要金属鉱物の探鉱又は探掘の用に供する機械及び器具（これらの附属品を含む。）の貸付け

六 重要金属鉱物の探鉱に關する技術指導
七 前各号に附帶する事業
（鉱業権の譲渡）
第二十四条 事業団は、前条第一号の探鉱を行なつた結果鉱業権を設定したときは、その鉱業権を鉱業を行なつてゐる者に譲渡するものとする。

2 前項の譲渡の相手方の範囲、譲渡する鉱業権の対価の算定基準及び対価の支払方法については、通商産業省令で定める。
（貸付けの相手方）
第二十五条 探鉱資金の貸付けは、鉱業権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうものとする。

（利率、償還期間及びすえおき期間）
第二十六条 探鉱資金に係る貸付金の利率は年五分以内、その償還期間は十年以上十五年以内、そのすえおき期間は五年以上十年以内において、それぞれ政令で定める。ただし、当該貸付金の貸付けを受けて探鉱を行なつた者が、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定める基準に該当する鉱業権を発見することができなかった場合には、当該貸付金は無利子とし、その償還期間は二十年とする。

（償還方法）
第二十七条 探鉱資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。
（償還期日の繰上げ）
第二十八条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出して得た金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

（支払の猶予）
第二十九条 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（一時償還）
第三十条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
一 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合
二 貸付金を貸付けの目的以外の

業省令で定める期間内に、通商産業省令で定める基準に該当する鉱業権を発見することができなかった場合には、当該貸付金は無利子とし、その償還期間は二十年とする。

（償還方法）
第二十七条 探鉱資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。
（償還期日の繰上げ）
第二十八条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出して得た金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

（支払の猶予）
第二十九条 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（一時償還）
第三十条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
一 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合
二 貸付金を貸付けの目的以外の

業省令で定める期間内に、通商産業省令で定める基準に該当する鉱業権を発見することができなかった場合には、当該貸付金は無利子とし、その償還期間は二十年とする。

（償還方法）
第二十七条 探鉱資金に係る貸付金の償還は、半年賦均等償還の方法によるものとする。
（償還期日の繰上げ）
第二十八条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が会社である場合において、その貸付けを受けた日の属する事業年度以後の事業年度の決算において計上した利益の額がその資本の額又は出資の総額に政令で定める率を乗じて算出して得た金額をこえるときは、政令で定めるところにより、その者に係る貸付金の全部又は一部についてその償還期日を繰り上げることができる。

（支払の猶予）
第二十九条 事業団は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（一時償還）
第三十条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。
一 正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合
二 貸付金を貸付けの目的以外の

目的に使用した場合
三 正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合
四 貸付金に係る設備を譲渡した場合その他通商産業省令で定める場合

（違約金等）
第三十一条 事業団は、探鉱資金の貸付けを受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条の規定により償還を請求された貸付金を償還しなかつたときは、政令で定めるところにより、違約金を徴収するものとする。

2 事業団は、前条の規定により貸付金の償還を請求した場合において、償還をすべき者が正当な理由がなくその償還を怠つたときは、当該貸付金を担保するために設定された抵当権その他の権利を実行するものとする。

（利益の配当の制限）
第三十二条 探鉱資金の貸付けを受けた者が会社である場合には、当該借入金の償還が終るまでの期間に係る各事業年度においては、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後でなければ、当該決算において利益の配当をしてはならない。

（業務方法書）
第三十三条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書の記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第三十四条 事業年度の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(収支予算等の認可)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、収支予算及び資金計画を作成し、当該事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(事業計画等)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画を作成し、当該事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、事業年度の毎四半期開始前に、前項の認可を受けた事業計画に適合するようにその四半期に係る採算資金の貸付計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業計画及び前項の貸付計画に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

(決算)

第三十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算

完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第四十条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えした短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付け)

第四十一条 政府は、事業団に対し、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

(余裕金の運用)

第四十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

(監督)

第四十五条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、事業団に對して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

きる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第四十七条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第三十三条第一項、第三十五条、第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三条第五号、第二十四条第二項、第二十五条、第二十六条、第三十条第四号、第三十条第二項、第三十六条第三項又は第四十四条の規定により通商産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第三十八条第一項又は第四十条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(飲業法の適用除外)

第四十九条 飲業法第六十二条(事業者の義務)の規定は、事業団については、適用しない。

第三章 雜則

(審議会への諮問)

第五十条 通商産業大臣は、第二十六条、第二十八条、第二十九条若しくは第三十一条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第三十二条第二項、第二十三条第五号、第二十四条第二項、第二十五条若しくは第二十六条の省令の制定若しくは改廃をしようとするとき、又は第二十条の指定をしようとするときは、地下資源開発審議会の意見をきかなければならない。

第四章 罰則

第五十一条 第二十一条の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条に規定する業務以

外の業務を行なつたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)
第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立

する。

(経過規定)
第五条 この法律の施行の際現に金属鉱物資源開発事業団という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の収支予算、資金計画及び事業計画については、第三十五条及び第三十六条第一項中「当該事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

2 事業団が最初に作成する探鉱資金の貸付計画については、第三十六条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五号第六号ノ十二の次に次の一号を加える。
六ノ十二ノ二 金属鉱物資源開発事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項第十号中「アジア経済研究所」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第二号中「労働福祉事業団」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

(行政管理局設置法の一部改正)
第十二条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第十二号中「年金福祉事業団」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「労働福祉事業団」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「鉱害復旧事業団」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

第七十九号中「日本国有鉄道」の下に、「金属鉱物資源開発事業団」を加える。

第三百四十八号第二項第二号の三の次に次の一号を加える。
二の四 金属鉱物資源開発事業団が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定

めるもの

(資金運用部資金法の一部改正)
第十四条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第七号第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 金属鉱物資源開発事業団に対する貸付け
(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)
第十五条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 金属鉱物資源開発事業団に対する貸付け

理由
国内の重要金属鉱物資源の探鉱を助成することにより、わが国工業に必要な重要金属鉱物の自給を高め、その安定した供給源を確保し、もつてわが国産業の振興及び発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、本年度約十億五千万円の見込みである。

○早稲田委員長 まず提案者より趣旨

の説明を聴取いたします。石山權作君。

○石山議員 ただいま議題となりました金属鉱物価格安定臨時措置法案につきまして、提案者を代表し、その提案理由の説明を申し上げます。

御承知の通り、金属鉱産物は、重要な基礎的原材料であり、重要な国内資源でもあります。それにもかかわらず、今日に至るまで、金属鉱業政策といわれるようなものは何一つ見られず、激しい国内外の競争場裡に放置されているのが、現状であります。わがくに銅については、銅安定価格制度がありますが、これとて、民間の自主的の制度であり、価格に著しい変動を来したした場合、この制度が強力な力とならないと、とうてい考えられないのであります。

一般に、わが国の金属鉱産物が国際的に見て割高であることは否定できません。にもかかわらず金属鉱業が現在大過なく過剰に生産されているのは、国際価格が相当高いところで安定していたからであります。しかし貿易の自由化は、こうした市況安定の様相を一変することは明らかであります。この自由化対策として政府は、関税による保護政策を考えているようであり、ガットとの関係もあって、金属鉱産物だけに特別の高関税を課することが困難な以上、従価税、従量税、タリフ・クォータのいずれの方式をとるにせよ、自由化に対するきめ手とすることにはできないのであります。従つて、社会党は、金属鉱産物に対しては支持価格制度をとることが、自由化対応策として当面緊急の政策であると考へ、本法案を提出した次第であります。

金属鉱産物に対する最近の旺盛な需要は、目をみはらせるものがあり、この傾向は、今後も拡大しこそすれ、縮小するようなことは考えられません。この旺盛な需要にこたえるためにも、金属鉱産物の価格を安定させ、国内鉱業の積極的な発展策をはかることは、きわめて重要な課題であります。同時に、金属鉱産物の海外依存度を無計画に高めることは、国際収支上からも大きな問題でありますし、国内資源をあらたに死蔵させることにもなるのであります。現在把握されている金属鉱産物の埋蔵資源だけでも、時価に換算して一兆五千億円に達するといわれております。今後発見される可能性を含めるともっと増加するであらうでしょうが、日本経済は、このような地下資源を死蔵させておけるほど、豊かではないのであります。特に貿易自由化による衝撃を直接加えますならば、雇用の面で大きな障害を引き起こすことは明らかであります。しかも鉱山が山間僻地に存在するという特殊な事情を考慮いたしますと、このことは単なる経済問題でなく、政治問題にまで発展すること、最近の石炭の例を引くまでもないと思われるのであります。

以上のような観点から、この際、抜本的な金属鉱業政策の確立が急がれるわけであり、まず、当面自由化による急激な価格変動を防止して、金属鉱産物の価格を安定させ、もって国民経済の健全な発展に寄与させるために本法案を提出する次第であります。以下、簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。

第一にこの法律は、貿易の自由化に対応して、金属鉱産物の価格が著しく

変動するのを防止するため、金属鉱産物の安定価格及び需給計画を定め、その買取機能を設ける等の措置を講じ、もって金属鉱産物にかかる鉱山業、製錬業その他の事業の安定に資することを目的としております。

第二に政府は、金属鉱業審議会の意見を聞いて安定価格、需給計画を定めることとしたしましたが、安定価格は、国内鉱山及び製錬業を保護するために安定下位価格、また金属鉱物から製錬された地金を原材料として使用する事業を保護するために安定上位価格とし、需給計画は、毎年度、国内において使用される金属鉱産物について定めることとしたのであります。

第三は、特に本法案の目的達成の上で、最も大きな役割を果たさせるため、日本金属鉱産物販売公団を設けました。この公団は、国内産の金属鉱物及び国内において製錬した地金を一手買い取り、一手販売することとし、外国地金、スクラップも、この公団以外からは輸入することができないようにいたしましたのであります。

第四は、金属鉱産物の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議するため、鉱山業者及び製錬業者、労働者、金属鉱物から製錬した地金を原材料として使用する事業者の代表及び学識経験者をもつて構成する金属鉱業審議会を設けた次第であります。

以上簡単に、この法律案の趣旨を御説明申し上げます。議員各位におかれましては、何とぞ慎重御審議の上、本法案に賛意を表されんことを切にお願いするものであります。

次に金属鉱物資源開発助成法案につ

きまして、提案者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

御承知の通り、自由化に対応して国内鉱産物の国際競争力を高めることは、きわめて重要な課題ですが、国内鉱山から産出した金属鉱物の品位は非常に低く、また一鉱床当たりの埋蔵量も貧弱でありまして、現状のままでは、さらに合理化を進めることは困難な状態にあります。従って、今後は、高品位の大きな鉱床を発見し、これを開発することが、金属鉱山の体質改善の上で、重要な課題だと思われするのであります。このためには、地下資源の開発助成がどうしても必要であると考え、本法案を提出した次第であります。法案の内容に入る前に、まず御理解いただきたい二、三の点についてその必要性を御説明いたします。

まず第一は、地下資源の開発には長い年月と多額の経費を必要とし、私企業のみをまもってでは十分の開発が期待できず、どうしても国の積極的助成が必要であるという点でございます。最近発見された、同和鉱業の内の岱鉱床はまれに見る富鉱の大鉱床であります。これが発見されてからは十数年の歳月と十数億円の経費をつぎ込んだといわれております。これは大企業はもとより中小企業にとっても大へんな負担であり、しかも非常な損失と危険が伴うのであります。

第二は、金属鉱産物が日本経済にとつて不可欠の物資であるということです。従って安定供給源として国内鉱山を維持していくことはきわめて必要であります。また工業や肥料に不可欠の硫酸原料としての硫化鉱、化学繊維やパルプに必要な硫黄、ガラスの主原料になる珪砂、製鉄や合金鉄用のマンガングなど、いずれも重要な物資であります。外国に依存することはできるだけ避けて、国内自給率を高めるべきであります。

第三は、金属鉱産物の日本経済に占めるウェイトは比較的小さいが、埋蔵量は相当豊富だといわれております。最近の非常に進歩した探鉱技術をもつてするならば、従来の地表に露出したもの以外に、地下に深く埋蔵されております鉱体を発見することが可能であります。国際収支の不安定なわが国が、国内地下資源の開発を積極的に国策として推進すべきであることは論を待たないところであります。地下に埋もれておる十兆億の資源をさらに二倍に、三倍にふやすことは、国の富をそれだけふやすことであり、これをその真の所得倍増にかなった政策であると信ずるのであります。

以下、簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。第一にこの法律は、国内の重要金属鉱物資源の探鉱を助成することにより、わが国工業に必要な重要金属鉱物の自給度を高め、その安定した供給源を確保し、もってわが国産業の振興及び発展に寄与することを目的としております。

第二に政府は、金属鉱山業者が金属鉱物の探鉱を実施する場合には、その探鉱の促進がわが国の重要金属鉱物資源の開発に特に寄与すると認めるときは、探鉱補助金を交付することができるとしたのであります。

第三に、重要金属鉱物資源の開発を積極的に促進するために全額政府出資による金属鉱物資源開発事業団を設け

ました。この事業団は探鉱等の事業を行なうほか、探鉱資金の貸付、探鉱に関する技術指導等の事業をも行なうこととしたのであります。

以上簡単に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、本法案に賛成されんことを切にお願いするものであります。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稲田委員長 この際閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。閉会中審査を申し出る案件につきましては、去る二十七日の委員会におきまして、すでに決定しておりますが、本日の理事会の協議に基づきまして、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました多賀谷眞穂君外二十四名提出の金属鉱産物価格安定臨時措置法案及び金属鉱物資源開発助成法案の両案を閉会中審査に付託されるよう議長に対し追加して申し出たいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○早稲田委員長 次に、本日の請願日程に掲載されております八件の請願を一括して議題とし、審査を進めます。これらの各請願につきましては、文書表等により委員諸君も一応内容は御了承願っております。存じますが、先刻の理事会におきまして理事の諸君と種々検討いたしました結果、日程第二ないし第八の以上七件各請願は、いず

れもその趣旨が妥当と認められますので、採択の上内閣に送付すべきものと決すべきであるとの結論を得たのであります。そのように決するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

他の請願につきましては採決を延期することにいたします。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任を願いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

なお、本委員会に参考送付されました陳情書はお手元に配付いたしました通り四十三件であります。

○早稲田委員長 次に、電気用取締法案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。松平忠久君。

○松平委員 ただいま提案になっていきます電気用品の取り締まりに関する法律に關連をいたしまして、私は最近電気の伸びが非常に多くなってきたことと関連しまして、電気ガス税のことについて若干質問したいと思ひます。

昭和三十三年十一月の衆議院商工委員会におきまして、電気ガス税というものはいつもう撤廃したかどうか、こういう決議案を満場一致で採択いたしましたおるわけでありまして、その後電気ガスの消費量が非常にふえてきてお

る。地方税の中における電気ガス税の額も飛躍的に増加していると思う。そこで御伺いたしたいのは、今日電気ガス税の地方税の中におけるパーセンテージ、それから本税が設定されてから今日までにおけるその増加率をここで御示し願ひたいと思ひます。

○後藤田政府委員 お答えを申し上げます。電気ガス税の地方税中に占めます割合は、大田市町村民税中の約一〇%前後を占めておられます。伸び率は、これまた年によつて若干の開きはございますけれども、おおむね一四、五%。平均にいたしますれば最近数年間そういう状況でございます。三十二年をとりましますと、対前年度一四、三

十三年が一〇九、三十四年が一四、三十五年が一二一、こういう率でございます。

○松平委員 私の調べたところによりますと、この税法が新しく制定された当時は、電気ガス税の税収は四十億円で、それが今日は四百億になっているのじゃないか。そういたしますとこの税金が約十倍増額されているわけですね。そこで御伺いたしたいのは、地方税の一般税金の昭和二十五年に於ける税金が、昭和三十五年までの十年間でどのくらい伸び率を示しているか。平均いたしますと私は三倍になっているというのを記憶しているのです。

たとえば住民税はどうですか。

○後藤田政府委員 市町村民税の昭和二十五年の額が一千八百十億ばかりでございます。それで最近では大体三千九百億程度になっておるわけでありまして、

三倍に伸びているわけですね。電気ガス税は十年間に十倍になっているわけですね。

そこで御伺いたしたいのは、世界各国でもって家庭用の炊事の燃料に税金をかけている国がありますか。

○後藤田政府委員 各国の税制はそれぞれ違ひますが、一がいに申し上げにくいと思ひますが、いわゆる売上税の形で課しているところはあるのではないかと、いふうに記憶をいたしてお

ります。

○松平委員 私が調べましたところでは、家庭用炊事のための燃料に税金をかけている国は文明国の中ではござい

ません。あなたは今でたれを言つておるわけだ、あるいは推測で答えておるといふ程度のもんじゃないかな。

そこで政務次官に御伺いたしたいのですが、これは昭和三十三年に委員会においてそういう決議をしております。それに対して一体どの程度の電気ガス税というものを、ことにはそれは一般大衆課税であつて、そうしてわれわれの消費生活のために最も必要である衣食住の中の食糧をわれわれが食べていくために使うところの燃料に税金をかけていく。全くこれは悪税なんだね。そこで、委員会の決議もあるにもかかわらず、今日まで数年間放置しておるといふことは一体どういふわけな

んです。怠慢もはなはだしと思ひます。

○大上政府委員 昭和三十三年に於ける決議事項その他の内容によりまして、自治省としてもそういう方面に遂行したいという一貫的な考えには、いまだ変わりはございせん。従つて決議事項を尊重して町村財政を根本から

建て直すという考え方で進んでおります。よつて本年度におきましてはお説の通りいわゆる零細負担排除という趣旨の面から免税制度を設けていた。さらに今般は税制審議会に對してわれわれもしかるべく御調査をお願いし、その答申を待つて処置を講じたい、このように考へております。

○松平委員 本年の税制改革によりまして、三百円以下のものに対しては免税をするというところになつたわけですね。そこでこの恩恵に浴する消費者は何%あります。電気は何%、ガスは何%あります。

○後藤田政府委員 電気について申し上げますと、三百円の免税点で定額電灯の消費者は二百八十万户、八〇%が免税の特典を受けることになりました。従量の方は五百三十一万户、総消費量の三十四%が免税点以下でござい

ます。ガスの方は三十八万户で一〇%。ちよつと欠ける程度でございます。

○松平委員 もう一つ御伺いたしたいのは、電気については、大口については免税になつてゐるはずですね。そこで、大口になつてゐる電気の電気税の免税額は、もしそれをこの税率によつて一〇%とするとしたならば今日のくらいになりますか。つまり私の聞きた

いのは、何億ぐらいが大口に対して免税になつてゐますか。

○後藤田政府委員 現在、いわゆる産業用の非課税になつております額は、本年度のベースで百六十億見当になるかと思ひます。

○松平委員 それは何割ぐらいに当たりますか。私の言うのは、電気税の中で何割に当たるのですか。

○後藤田政府委員 ちよつと今数字を調べまして……。

○松平委員 それではその数字を調べている間伺いたしたいけれども、ガスについては大口の免税というものはございせんか。

○後藤田政府委員 いわゆる産業用というものはございせん。ただ試験研究用とか、そういうものについては非課税はございせん。

○松平委員 法律上の建前からいふならばガスについてもあるのじゃないですか。いわゆる原価の中の五%以上それをを使うという産業に対しては免税するのだ、こういう規定でしよう。

置いたわけでございます。従いまして、最初はこの電気ガス税の、電気についての免税の規定というものは、いわゆる原料そのものというわけでございまして、範囲が狭かったわけでございます。しかしその後いろいろな御要望等もありまして、逐年このいわゆる電気の産業用のものの範囲が広がってきた。従って現在では大体五割程度電気を使うものは非課税にするという扱いになったわけでございます。従って当初の考え方がいじりますと、電気の方が逐次範囲が広がってきた、出発点としては同じような考え方で作られておったものでございます。

○松平委員 出発点は同じであつて、電気の方がだんだん広がってきた、こういう答弁であります。そうすればガスの方はどうなつてゐるのです。つまりそれと同じようにだんだんと広げるといふ考え方、電気のごとく、コストの中で五割以上ガスを使うという場合には、特別の減免制度というものをやらないのですか。

○後藤田政府委員 私には現在のガスは、やはり鉄鋼用のガスとか、そういったいわゆる原料そのものになつてゐるガスが多いのではないかと、こういうふうに考へております。従つてそれは課税しない、それ以上のガスは、やはり導管で引張つてきて使つておるというふうなものは課税をする、こういう建前でいいのではないかと、こういうふうに考へております。

○松平委員 もう一つここで質問したいのは、自家発電電です。自家発電電も同様に課税されておりますか。

○後藤田政府委員 電気ガス税の非課税にするかしないかということは、使用の用途なり目的で現在区別をいたしておるわけでございます。従いまして、自家発生であるということだけで非課税にはいたしておりません。しかしながら自家発生といへども、用途、目的等が非課税該当のものであれば課税にならない、こういう建前で進んでおります。

○松平委員 用途によつて区別するので、その経営の形態については区別しない、こういうことですね。そこで伺ひたいのですが、ガスの方は、自家発生にガスには課税をするのですか。

○後藤田政府委員 いわゆる自家発生にガスにつきましては課税をしないというところになつております。それは先ほど申し上げましたように、いわゆる自家発生にガスといふのが原料そのものになつておる、こういうことから考へておるのでございます。

○松平委員 プロパン・ガスなどというものは炊事に使つてゐるわけですね。これは工場の原料そのものではないと考へてゐるわけですか。そういふものが最近非常にふえてきてゐるわけですか。そうするとあなたの説明では足りなくなつてゐる。プロパン・ガスまで原料用として取り扱つてゐるのですか。

○後藤田政府委員 御説のように、電気ガス税の建前から見ますと、いわゆるプロパン・ガスといふものについては、課税上の不均衡があるように私は考へております。従いまして、プロパン・ガスの問題をどのように取り扱うかということにつきまして、現在税制調査会に私どももいたしましては諮問をいたしておるのであります。その結果を待つて善処したい、こういうふう

に考へておりますが、電気ガス税そのものの性格等とからみまして、非常にやっかいなむずかしい問題だと思ひますけれども、私どももいたしましてはやはりこれは検討すべき問題である、こういうふうな考へて諮問いたしております。

○松平委員 政務次官に伺ひたいのですが、プロパン・ガスのことで今検討するといふことを言われました。その検討といふことは、自治省の考へてゐることは、プロパンに税金を課すといふことを検討しようといふことなんでしょうか。あるいはそうでなくて、プロパンと同じようにガスは非課税にする、こういう考へ方ではないですか。

○大上政府委員 お答えします。これはさいせん局長から申し上げたように、いわゆる負担の均衡という面から一つは考へていかなければならぬ、それからいって、他の電気ガス税等との見合わせも考へていかなければならぬ。結論的にはこれを現在課税すべきやいなやという問題にしまして検討してみたい、このように考へます。

○松平委員 課税すべきやいなやといふことになる、プロパンについては課税する場合もあり得るといふふうな了解していいのですか。

○大上政府委員 答申の結論いかにしては、そういうことになり得るやもわかりません。

○松平委員 それは炊事用の電気ガス税といふものは、もうやつてはいかぬという商工委員会の決議に反しませんか、あなたのその考へ方は……。

○大上政府委員 その面につきましては、いわゆる免税点をどの辺に置くかというふうな問題を考へて、それをもつて調整していきたい、このように考へます。

○松平委員 次に、伺ひたいのだけれども、三百円の免税点に全然恩典にあらずからない地域が全国に九カ所ばかりあるそうですが、それはどこでどこですか。

○後藤田政府委員 全部の地域につきましては後刻お答え申し上げたいと思ひますが、たとえば東京ガスの管内で申し上げますと、相模原の地区等がさうな地域になつておると思ひますが、これは私もいたしまして三百円の免税点を作る際には、慎重にその点は検討いたしましたのでございます。ただこれらの地域の実態が、もともとあの地域は駐留軍がおつたというふうな関係でカリコリが非常に高いものを使つておる。そうして全家庭が使つておるのではありません。やはり使用家庭については、一般に使つていない家庭よりは非常に高いというふうな家庭が使つておる。こういうふうな実態が判明をいたしましたので、さういふ地域がございまして、承知の上で、一応最初にする免税点としてはこの程度でござんばう願わなければならぬまい、こういうことで決定したのでございます。

○松平委員 今私が聞いたところは、それは全国でどこどこにありますが、それは、後ほど調べてお答えしたいと思ひますが、今ここにございましてのは相模大野地区としか記してございませぬので、後刻お答えをしたいと思います。

○松平委員 私が承知してゐるところはこれは、小さい会社ですね、小さい会社の管轄区域ほどの免税にあずかれないのです。それはなぜかといふと、電気の種類料金と同じように定額制をとつております。定額制が三百五十円、あるいは四百円という場合には全然その地域は免税にあずかれない。そういう会社がなかのなかにはかなりあるのです。そこでいなかの——もつとも東京に比べて生活程度の低いようなところ、さういふところほどあなた方が今度やつたこの電気ガス税の三百円以下の免税のこの措置にはあずかれないのです。政務次官その点は一つ聞いておいてもらいたい。さういふ大衆課税でありながら生活費の少ないところほど税金がかかるような今日の決定の仕方になつてゐる。だからこの免税点を五百円から五百円に引き上げるということになるならば、全国的に恩典が受けられるわけですね。ところが小さい会社はさういふ工合になつておらない。さういふことをとくと考へられたらいかかと思ひます。その点はどうか、お直しになる考へはありませんか。

○後藤田政府委員 もちろんこの問題は料金の問題とからむわけでございますが、小さい会社が全部料金が高いかどうかといふことについては、私は少し疑問があるのじゃないかと、やはりいつつたかといふことによつて償却がどのようになつておるかといふことも相当響いてきておるのではないと思ひます。しかし私どももいたしましては、とりあへず本年免税点を三百円に設けたわけでございます。しかしこの免税点はやはり財政の実態なりあるい

は納税者の免税の恩恵に浴する方々の度合いが、どの程度であるかといったような点を慎重に検討して、私はその時代々々に適したように逐次改善合理化をしていくべきもので、この三百円ですらでもおるべき筋合いのものでは当然ない。私はさように考えております。ただししながら電気ガス税をかりに軽減して、また合理化をするのだというつもりになりますと、私は考え方は三つあるかと思ひます。一つは免税点を経済の実態、財政の実態に合わせようというやり方、もう一つはゆる基礎控除の考え方、もう一つは出でようかと思ひます。もう一つは税率の問題があるかと思ひます。これらをどういったことと考へていくのが一番いいのかという点については慎重なる検討を必要とするであらう、こういう気持を持っておられます。またそういう気持で現在税制調査会にも付議をいたしておるような次第でございます。

○永井委員 関連して、今松平委員の質問に対して自治庁は実態を非常に粗雑に把握しておる、実態がわからないでいかげんにめくら見当で線を引いている。北海道の場合農村の自電組合が現在二百六十一組合ある。そしてこの戸数が一万六千九百九十九戸ある。この戸数は開拓地とか何とか非常に不便なところで、配電会社が直接採算に合わないといつて配電をしない。そこで農林省から若干の補助をもらつて、各戸一軒が十五万から二十万近くの自己負担をして電灯をつけている。そういうところから電灯一つラジオ一つ、これだけの消費であつて、料金は一戸平均五百六十一円、非常に高い、何倍という高い料金を負担してい

る。これらのところが一つも今度の恩恵に浴しない。ひどい状態のところは恩恵に浴しない。それからもう一つは配電会社が採算に合わないからといって電氣をつけたい。そしてやむを得ず農村においては終戦後自家発電をした。自家発電したところが非常な経費で今負担が多くなつて追われている。そういうところはみんな減税の恩恵に浴しない。こういうひどい状態になつていく。それは三百円に一度引いてだんだんと直していくのだ、そんなのききな話じゃないのです。こういうことをやるときは、もつとこういう不合理な実態というものを把握して、それをどう救済するかという適切な法的措置をしなければならぬ、先の問題でなくて現状をどうするかという問題、これをすぐ考へれば措置できる問題だと思ふのですが、この点はどうか。

○後藤田政府委員 私もしそういう実態がいかに不都合であるということであるならば、これは当然正をすべきものだ、こういうふうな考へております。ただ今御質問の点が村営の……（永井委員「違ふ違ふ、自電組合で、配電会社から引つ張つてくる」と呼ぶ）そういう実態はよく調べた上で善処したい、かように考へます。

○永井委員 それでは政務次官にもう一つ、そういう問題については実施にあつて先々来年から再来年かというのでなくて、今の実施にあつてそういうものは救済措置を講ずる、こう確約するわけですか。

○大上政府委員 ただいま事務局長から申し上げ、なお松平委員の質問にも関連しておりますのでお答え申し上げます

が、ただいま事務局からはいわゆる免税点をどう考へるか、さらにこれを基礎控除で考へていきたい、さらにこれを税率で考へたい、そこへたゞいまの御質問のようにプラスいわゆる特殊事情というものを特別に勘案し、なおさらにそういう問題があるならば、われわれの方は、あえてこれを拒否することは毛頭考へておりませんので、直ちに検討を始めた、このように思ひます。

○後藤田政府委員 ただいまの点、政務次官がおっしゃいましたように、私も直していきませんが、ただその際に、電氣事業でありますので、料金の体系そのものともあわせて、通産当局と相談をして検討したいと思ひます。その点をつけ加へさせていただきます。

○松平委員 今の永井先生の質問に、私も関連しているのですけれども、開拓地とかそういうところにおきましては、非常に不便でもって、電氣の設備をするためにかなりの金がかかつている。国からも補助をしている。それがどうしてもできないところは、小さい発電所を作つてそこで運営をさせていく、こういう例もあるわけですが、そういうところは、一人当たりの電氣料金というものは非常に高くつておる。三百円以下ではこれは上がらない。従つて、こういうことはやはり実態に即して、新しい税制の場合に余裕をとつておかなければならぬところじゃないかと思ひます。そういうことに対して、今政務次官お答えになりましたけれども、三百円の免税点というものは、自治省において、それらの特殊の場合においては手心を加えるという、

いわゆる行政上の裁量権、こういうものはあるのですか。

○後藤田政府委員 これは、法律でまづておりますので、いわゆる行政上の裁量権というものはございせん。

○松平委員 それじゃできないじゃないですか。何を検討するのですか。法律を直すことを検討するのですか。その点は……。

○後藤田政府委員 私が申し上げておりますのは、地方税制は来年度改正するわけでございします。そして現在、電氣ガス税の軽減合理化をどのようにしたらいいかというのを、税制調査会の方に付議しておるわけです。そういう際にあわせて検討したい、こういう意味でございます。

○松平委員 そこで今日まで、三十二年からの決議案が採択されておつて、よくやく三百円以下の免税点ということを中心から始められた、こういうこととありますが、市町村民税の中で、いわゆる住民税等の増加率というものは、大体十年で三倍だ。電氣ガス税の方は十倍だ。こういう事実から考へるならば、私は、これはやはり大体普通の税率の伸びと同じくらいに、三倍ないかぎりには四倍なりというところにとどめておくべきじゃないかと思ひます。そこまで税率を下げるなり何なりする、こういうことが、私は税の公平からいって当然じゃないかと思ひます。しかも大口にはある程度電氣については免税という措置がとられておるけれども、小さいものは免税の恩恵に浴さないというわけですね。家庭一般炊事用の電氣についても、一割の税金がかかつておるといふ国は、世界にもほとんどないといふことからいって、

これはもう少し圧縮して、当初の税額が大体四十億であるとするならば、その四倍として、百五、六十億というふうなところへ圧縮してやるといふ考へはないですか。そういう考へは自治省は持たぬのですか。政務次官どうです。

○大上政府委員 ただいまお答えを申し上げました通り、いわゆる普通の一般市町村民税が四倍に伸びておる。ところが電氣ガス税は十倍も伸びておるじゃないか。そこで限度を、たとえば四割または五割程度にとどめないかという御質問のように思ひますが、過去におきまして、法律の施行上いろいろの弊害も出てくることもあろうし、あるいは当初御審議を願つたことと反する法律的效果が生れておるの、ただいま言ひました、いわゆる特殊事情の電力の關係という問題が出てくると思ひますが、押える、押えぬという問題は、これは別途の問題として、税収全体から、地方財政の確立という面から、総合的に判断しなければいけませんので、今直ちにこれを押えるということはいきなり切れないと思ひます。ただしさいせん申し上げました特殊事情という問題については、行政上今日直ちに直らないという事務当局の発言でございます。当然そうでございますし、それから、通常国会に十分御審議願ひよう、それを頭に置きまして法案を提出したい、このように考へます。

○松平委員 通産省に質問したいのですが、これは歴代の通産大臣から、この電氣ガス税というものは廃止すべきだといふことを、この委員会でもかなり言つておられました。池田総理が通産大臣のときにも、これはまずい

ら、少なくとも税率を軽減するか、当初の予定額くらいに圧縮する、こういう考え方を進まなければならぬということをお言明しておるし、それから、この間参議院において佐藤通産大臣は、これは明らかに困る、撤廃したいのだ、こういうことを言っておるのだけけれども、一体事務当局として、今日までどういうことを関係方面と折衝したか、それをここで明らかにしてもらいたい。

○通詰政府委員 通産省といたしましては、ただいま先生が御指摘になりました、佐藤通産大臣が予算委員会ではっきりと申し上げておられるあの線が、事務当局としてもぎりぎりの線でございます。まして、通産省としては多年、ぜひ全廃していただきたいということをお願いしておるわけであります。通産省の意見というものは、全廃していただきたいということは、一貫して変わっておりませんが、ただ財源の関係等もございましょうから、もし全廃ができないというような場合にはということで、今事務当局が自治省の事務当局と折衝いたしておりますのは、まず産業用の電気というものは、これは非課税にさせていただきたいという点、それから三百円の免税点というのがございしますが、免税点は、先ほど来お話のありましたような、恩典に浴する人もおれば恩典に浴しない人もおるといふところも出てきます。また、三百一円になれば元からかかるといふこともございしますので、それは控除の制度にさせていただきたい、しかも三百円じゃ少ないので、六百円まで引き上げて控除をやることによって、一般の家庭の炊事あたりにかかる電気ガスの費用をで

きるだけ軽減してやりたいということでもって、現在折衝をいたしております。

○松平委員　大臣が見えたら、私は大臣の決意を伺いたいと思っておりますが、事務的には、今の答弁で私の質問は終わりたいと思います。大臣が見えたら、もうちょっと政治的な意味でお聞きたい、こう思います。

○早稻田委員長 永井勝次郎君。

○永井委員 私はもう一つ自治省に、
税の軽減の点でお伺いいたします。電
力会社が全国に九つあって、料金の計

算がそれぞれ会社別で違っている。アンベア制のところもあれば、あるいは従量制のところもあるというふうに、いろいろ計算基礎が違っていて、料金差がある。同じ量を同じだけ使って、そしてそこに、免税されるところと免税されないところとが一般的に出てくる。ことに、私が先ほど例に引いた農村自電の問題のごとき、これは特殊な条件である。こういうようなときは、課税の基準というものを、たとえば三百円以下というような場合でも、それを一定の、全国一律の率で換算し直してやる。これは一般的にはなかなかできないけれども、こういう農家の自電組合のような特殊な地帯、これはほかでもわかるわけです。自治省が実施して、そしてわれわれからこういうことを言われなければわからないというようなことは、いかに自治省が町村の末端の実態を把握していないかということとを情けなく思うわけでありますが、そういうような場合、これを通常な料金ではどうなんだ、こういう換算し直して実施するということはできないのですか。これは法律改正に待たなければ

ばならぬけれども、法律は運用なんですから、解釈なんですから、実際非常に不合理な実態があるとするれば、もつとその解釈を適切にして良識的に実施するということが必要だと思うのです。農村における受電組合あるいは自家発電がこういう情けない状態の中で非常に大きな負担でやっている、こんな明らかな事実に対して目をおおうということはできない。これに対して、あらためて直ちに実施できる条件というものを考えられないか、政務次官から伺いたい。

○大上政府委員　なかなかむづかしい問題でございますが、いわゆる今日の法律の建前からは、法律改正をまず前提とせなければならぬ、ところが、こういう特殊な問題については、法律上の解釈を、またはその当時の立法の趣旨から考えて適用してもいいじゃないかというようにお聞きしたのでございしますが、われわれといたしまして、ここでどうこうという最後の結論を出すに、さらによく検討して救助する面があれば、それに全力を注ぐことは何もやぶさかでないということで、検討さしていただくという答えて御了承願いたいと思います。

○永井委員 私は政務次官の言葉じりをとるわけではないが、さっきの答弁とだいぶ違うですね。だから、そういうものは、しかし実際実施できるような方法で最大限に努力するというところに丁承して、自治省がどのように生きた行政をやるかということを注目することにしておきます。

もう一つ。振興局の橋参事官お見えになりますか。――農村電力の実情というものはあなたの方で一番わかつて

いるはずだと思ふ。補助金を出したり、そういう事柄について、これだけの電気、ガスの税金の問題が出てゐるのに、何ら行政的に措置をしていない、配慮をしていないということ、今の自治省の答弁で明らかになつたわけではありますが、これからでもおそくない、行政措置について自治省と十分さへ接触して、これらの問題解決に努力されるかどうか、決意を伺いたいと思ひます。

○橋説明員 農林省におきまして、ただいま永井委員の御質問にございまして、たいやんに、農山漁村電気導入促進法に基づきまして、農村におきます未点灯農家の解消ということで、未点灯農家の発電施設あるいは送配電施設の改良、増設というようなことにつきまして補助金を引き続き出していることは御承知の通りでありますけれども、全国未点灯農家に対して、御質問にございましたようにいろいろ経費の点でも、地域によりまして差異がございまして、一律の補助金行政によりましてなかなかそれが必ずしも十分解消できておりません。その点につきましては、われわれといたしましてもお今後一そう努力いたしますけれども、電

力行政その他を担当しておられます通産省及び自治省その他各省とも今後緊密に御相談を申し上げまして、できるだけの努力をいたしたいというふうと考えております。

○永井委員 樋詰局長にお尋ねいたします。やはり農村受電組合の關係であります。受電組合は、御承知のように会社がほたらかしてあるところが組合を作って電力を買って自分で行っている、こういうのですが、最近いろ

いろいろな電気器具を注文したり、あるいは会社の方から売り込みにくる、そういう場合に、そのうちでどれだけの電気を使っている、あるいは変圧器がどれくらいという常識をこえて、ただ売ればよいというものでいろいろなものを勝手につけていく。そうしてやってみるとヒューズが切れたりいろいろな状態がこの地区に起きているわけです。配電会社の区域でそういう不信行為をいたしますと、お前の製品はいけ

ないと配電会社からメーカーがやられますので、おそろしいからやりませんけれども、山の奥の農村に入ると売っただけ得たということで、非常に投げやりなやり方をしているわけでありますが、これに対する善処措置について、今回の法案の運用に当たってはどうか措置されるか伺いたいと思います。

〇榎辻政府委員 北海道電力会社の施

設で北海道電力会社が供給しているというところであります。今先生のおっしゃいましたように電力会社が責任を持ってやるわけですが、今お話になりましたような自家発電ということで、その住民が共同して発電を引いているという場合の保安の責任は、これはそれぞれ自家発電の経営者が持つていくわけでございまして、われわれといたしましては、結局そういう自家発電の経営者の方々に、不良な、あるいは必要以上のものを買い込むというようなことのないようにということについてよくお話し申し上げたい、こう思いますと同時に、通産局等督促いたしまして、そういうようなところへ不良品、あるいは必要以上ぜいたくなものを無理やりに売り込んで、かえって事故を起こすといったようなことの

私はこの委員会ではひたひたひ繰り返

決するが、この二つの問題をどういう

における努力によりましてよほど改善

善されたということ自体の認識がおか

は一体具体的にはどういふことなんで

す。三者三分なんかしていませんよ。それから農家の負担力から言つたて、電灯だけで借金をしよつて動きがつかないというやうなやり方は、農林金融公庫だつて前の借金を払われないで重荷になつておるのに、もう一つ電灯の借金をしよつたつて、電灯だけでないのだから、今も通産大臣が来る前に、こういうところの農家は二倍、三倍の高い料金を払つておられますから、電気ガス税の今度の軽減、三百円以下のところには電気税を廃止する、こういうやうな恩典にも浴しない。そういうやうな何れも弱いところへ弱いところへとしわ寄せして、そしてお前のところはどん詰まりならば金を貸してやるからやれ、スズメの涙ほどの補助金をやるからやれ、そういう小手先で解決するやうな問題じゃないのです。生活上の問題です。電気事業の行政の根本的な誤り、こんな狭い国を九つに分割して、それぞれの会社の景気が料金が違つて、そして悪いところは悪いところで料金がうんと高くなるというやうな、こういう仕組みそのものがいけないと思うのですが、きょうは時間ありませんから、農村電化の問題に限定して、今当面している問題は、三者三分して三分しているのですか。

たのは、先生御承知の通り、戸当たり九万円を限度として、九万円までのものは国が三分の一、都道府県が三分の一、自己負担が三分の一、この自己負担の三分の一につきましては農林漁業金融公庫から八割まで融資するということになつております。ただ先生が今問題にしておられますのは、多分この九万円が済まなくて、十五万円も二十万円もかかるというところの問題であらうかと考えられます。これにつきましては、実は北海道を取り上げて考えてみますと、未点灯部落を解消するために、あるいは現在非常に高い金を払つて自分で引いておる共同自家発電、これを切りかえるために、あるいは小水力というのがあるわけでありまして、そういうものを全部整理すると百三、四十億円の金がかかるわけでございます。それをもし北海道の全地域の電灯料金でカバーするということになりますと、二割五分くらい電灯料金を上げなければならぬ。電力も何も全部ひくくめてやるということになりまして、全体で二百億ばかりの収入に對して十五億くらいですから、七、八%の値上げというにもなるわけでございます。確かに非常に僻地に住んでおられるお気の毒な方等もございませう。これにつきましてはわれわれも、会社でできる限りの限度において未点灯部落を解消するやうなところ、あるいは共同自家発電も会社側に切りかえるという方法で努力したい、こう思つておりますが、北海道全体の、世帯の小さいといつたやうなところから、若干の時間がかかるのではないかと。ただ、われわれは思ひましては、今の程度を最善とは思ひません

が、全体とのバランス等から見まして、しばらくの間の方針を続けることによつて、同時に会社側には開発銀行の資金の配分というやうなものにつきましたも今後は考へて、北海道あたりが若干でも金繰りが楽になるやうにということ而努力してみたいと思ひます。

○田中(武)委員 ただいまの永井委員に關連してお伺いしたいのですが、未点灯部落は全国に幾らくありますか。それに対してその解消のためにどのような計画を持っておられますか。

○樺路政府委員 全国では先ほど申し上げましたやうに〇・四八%でございます。戸数にいたしまして、八万五千四戸、それが三十四年度末にあつたわけでございます。最近では若干解消して、もう少し少なくなつてゐると思ひます。なお、この中で問題が相當ございまして、北海道と九州といふあたりにあつたわけでありまして、九州につきましては、過般の電灯料金の値上げの際にいろいろ検討いたしましたこと、大体今後五カ年で解消しようというところで、今その実施に入つてゐるわけでございます。

○田中(武)委員 未点灯部落に電話がついておるのです。御承知のやうに電電公社では無電話部落の解消というところで数年前からやつております。そのために相当へんびな戸数の少ないところにも電話はついておる。ところが電話がついておるのにまだ電灯がつかないといふところがある。たとへば北海道の古宇郡の神恵内村だそうだけれども、その字内、それから川内、それから登津といふところだそうなんです、こういうところには全部電話がついておる。ところが電気がついてない。われわれ常識では、電気と電話なら先に電気が入るやうに思ふのです。ところが電気が入らずに電話が入つてゐる。私、電電公社の組織それ自体が満点とは言いませんが、いわゆる利潤追求の会社組織である電力会社と、公社組織である電電公社との違いが、ここに現れてきておると思ふのです。先日佐藤大臣に私は電気業界の再々編成の問題について、今の保守党の政治家ではメスをふるう者はなからう、しかし大臣に期待すると申し上げた。この電灯と電話の關係を見てもはつきりと現れておる。電話がついてゐるくらいなら、当然そこに柱もついておるので電流は通つておると思うのです。それがなぜ電灯がつかないのか。そういう点、大臣はどう思われますか。

○佐藤國務大臣 ただいま電話はついておるが電灯がついていない、こういうものはさつそく電灯をつけさせよう。それはもう御指摘の通りやうなことは考へられないのですから、これはさつそくつけさせるやうにしましう。今ちやうど具体的に町の名前も言つておられますから、そういうことにします。

先ほど申しました実情を申し上げますが、これは田中さん御承知のやうに、山の中の部落もございまして、今ここで調べ上げたのは東京あるいは北陸、関西、中国、九州、全部の実戸数でございます。従つて一戸のところも同様に電灯がついていなければこれはついてないといふので計上した数字です。それから東北と中部は、五

戸以上の部落について調査をした。また四国は三戸以上の部落について調査したもので、この調査は比較的良好でしておると思ひます。永井さんの肝心の北海道は、北海道町村制要覧によるといふことでございまして、この数字自身も私たちが比較的信頼できない数字でございます。ただいま御指摘になりましたのは北海道でございまして、そういう点、電話がついていて電灯がつかないといふのはつけ得ると私は思ひますから、どういふ事情があるのか至急に実情をよく調査させまして、実情に沿いたいと思ひます。

○田中(武)委員 私が今読み上げました三部落は、これは北海道ですが、北海道にはまだあると思うのです。本州においても電話がついていて電灯がついていないところはたくさんあるのです。そういうところを至急調査をして、今大臣の言明せられたやうに、直ちに措置をせよといふ。それを要望いたしておきます。

○佐藤國務大臣 承知しました。

○永井委員 お尋ねしますが、そうしますと、設備更新の場合も三者分担でおやりになる、こういうことですか。

○佐藤國務大臣 九万円を限度にして同じやうにやろうという事です。

○永井委員 それは間違ひありませんか。確かに聞いておかなければ、そういう場当たりで答弁されたのでは……。

○樺路政府委員 農林省で補助いたしております農山漁村の電気工事の場合につきましては、災害復旧の場合は別といたしまして、一般的設備更新の場合には、現在のところ離島の場合は別といたしまして、補助の対象としております。それ以外の僻地につきまして

は、補助の対象には現在なっておりません。

○永井委員 大臣、最初だけ一万円か一万五千円か、最高二万円くらいの補助で、それでは足りないんで、十五万、二十万、電灯一つつけるのに水のみ百姓が二十万も借金をしているのです。それが設備更新をしなきゃいかぬ。しなかつたら電灯は消えちゃうのです。それに対して、二回目は補助がないんです。三者負担。だから大臣としては小さな問題と思われまじょうけれども、これは基本的には会社の営利性を第一に考えるか、国民の生活を——そしてそれも実力者である佐藤通産大臣の政治力には無縁の力であるかもしれないが、これはほんとうに無辜の民の農民の生活にあたたかい愛情が届くかどうかという問題です。力の関係からいえば、そんなものは切り捨てたって何でもないことだ。そういう一つの問題に対して、私は本格的に——政治家としての心の持ち方における基本のモラルの問題です。その問題を私は言うのです。だから高橋だとか何とか、これは少し言葉が大げさですけども、そういう一つのモラルの問題として、もつとはっきりした考え方が出なければだめじゃないかと思う。会社のそろばん玉を合わせるために、このしわ寄せを零細な農民に全部ぶっかけて、さあお前金を出せ、そうしたらつけてやる、それでなかつたらだめだ、こういうひどいやり方というものはないではないか、こういうことです。考え方だけ抽象的に——具体的に言うとは、大臣ほろを出しますから、私は抽象的に聞いておきます。

○佐藤国務大臣 抽象的な原則論は、

永井さんが言われるように、どんな僻地の地といえども文化に浴するようにしたい、それがまた政治でもございませう。ただ先ほど来申しますように、山間僻地の地が送電線から遠い距離であつたり、あるいは島であつたり、全部に行き渡らすということはなかなか困難の場合もあります。ただいま指摘されましたが、最初とはかく九万円を限度にして、三分の一も補助するということが、それが今明らかになりまして、たゞいままで農林省も考へてないということですし、今度は修理の場合といひますか、これをやり直す場合、これも災害のときは考へるが、災害以外は考へてないということですから、これは新しく指摘された問題なので、大いに努力して御要望に沿うようにしたいものだと思います。

○永井委員 私は最後に一つ大臣の所見を聞いておくわけですが、たとえば北海道の場合、北海道だけで設備更新するの、二十数億かかります。無点灯地区にこれからなるのに相当の金がかかります。これを一般料金の中でブールいたしますと、さつき局長が言ったように、北海道地区の電力料金というものは非常に上がつて参ります。そういうのは非常に、工業であるとかんとかいひても、地域的な電力料金の地域差というものが、工業の成立要件の障害になつて参ります。でありますから、料金を上げるに代つて、そこには限界がある。またこれを農民だけの負担にするということになりまはす、これはとてもたえられないものではない。そういたしますと、私は根本にさかのぼつて、電力行政は公益事業といひ、そして地域独占といひなが

ら、そろばんの合わないところはおれはやらなんだと切り捨てておいて、それでいいのかどうか、こういう一つの具体的な問題が出てくる。それを電力会社の地域だけで解決しようとする、今いったような地域差がますます拡大していくという方向になつて、所得増進計画における地域差をなくするということは逆行をする。そこでどうしたらいいかといひ、方向としてはこんな狭い日本の国の中を九つに電力会社の地域を分けて、道路一つあるいは一軒を境にして電力料金の違いがあるなどというばかな電力行政というものは私はないと思う。九つの電力会社に区分しておくから運営上困つてき

て、広域運営というところでございまして、ほんとうは広域運営などという手直しは要らないので、九つが一緒になつてしまふ必要はないのですが、広域運営という形でそれをございまして、また九分割をしたときは水火調整というので、水力発電と火力発電の調整をやらしてやる。そういう広域運営、水火調整というやり方で地域差の調整をやつてきておるのでありますから、電力会社が一本になればなおいいのですが、今の段階としては九つの電力会社の上に機関を置いて調整して、北海道の電力も、九州の電力も、関西も東北も大体同じような電力料金に調整をして、高くなるところには町村における平衡交付金のようなものを出して、調整し合つて、電力料金を統一していくという方向に持つていくならば、北海道の農村電力の問題も解決の具体的な方向にいくと思う。大臣が幾らそれは調整するんだ、調整するんだと口先で言つたつて具体的な政策の裏

づけがない限りそんなものは一歩も前進するものではございせん。前の椎名通産大臣は、会社の蓄積資本をなしくすしに出してもやろう、こういうまでの決意を表明されたのであります。が、佐藤通産大臣は実力者として、高度な所見が出て参ると思うのであります。まして、私は最後に所見を開きたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 九分割した結果、料金等にいろいろ差等があるということに住民あるいは産業開発上の支障がある。現在においてそういう事態があることは御指摘の通りであります。これは必ずしもいいというわけじゃございせん。また電力量そのものについて過不足があるという状態はございせん。これは他の機会にお答えいたしましたように、そういう意味では電力量の融通はただいましては、料金の点については均一な方向にはまだ進んでおりませんというのを実は申し上げておるのであります。椎名大臣は大へん高邁な理想を持つておられたようですが、ただいまの実情はお話の通りですが、なかなかいかないのじゃないか。御承知のように電力会社でも相当余裕があるという事態なら別でございませうが、東京にいたしましては関西にいたしましては、この前よりやうく電力料金を直したばかりでございませう。しかしそれについても非常な批判があるというのが現状であります。公共事業だけにその料金のきめ方は非常にむづかしい。これは必ずしもいろいろな御意見のあるものだと思います。しかもそれが遠隔の地であるとか、今そこに相互融通ができかねる、こういう事情まで入つてくると、ただいま言われるよう

には簡単にいけないのじゃないか。私どもの気持はいたしまして、事業なり経営が合理化されることによつて低廉な電力料金になることを希望いたしますけれども、現在各地方ともそれぞれの実情がございませうから、そう簡単にはいかない、かように思つております。今御指摘のような方向で努力はするにしても、現状には相当開きのある点を御了承賜りたいと思ひます。

○永井委員 この問題は、具体的なものはもつともと突っ込んで時間をかけなければならぬが、本日は私だけが時間をとるわけには参りませんから、この問題は別な場所でお突っ込んでいきますことを留保いたしまして、本日はこの程度にとどめます。

○松平委員 先ほど大臣が不在だったので、大臣の決意を伺うことができなかったのですが、実は自治省の政務次官その他担当局長とここで電気ガス税の問題について質疑応答があつたのです。その中で明らかにされたことは、この十年間で一般の地方税の増加率は大体三倍くらいであります。電気ガス税の方の増加率は大体十倍であります。そういうことが明らかにされたわけでありませう。それから三百円の免税点では、先ほど永井委員も指摘されました通りに、かなり小さい階層の貧しい方々の分について救うことができない、こういうことであります。もう一つは、ガス会社については小さいガス会社はどのいゆる定額料金制をきめておまして、それが三百五十円とか四百円になつておますから、そういうところは一人も免税の恩典にあづかれない、こういうことが一応質疑応答の中で明らかになつたわけでありま

す。そこで自治省の方としては今回さらに審議会に答申案を求めるということとを言われておったわけでありまして、従来から通産省の態度としては全廃の方向で今日まできておるのじやなかろうかと思ひますし、それから今の池田総理も通産大臣のときにはその決意をここで述べたこともあるわけですから、そこで大臣がこの間参議院でもこの問題については答弁になっておるのではありませんけれども、今度一応の答申案が審議会に出されるというわけでありまして、通産省側としての大臣の決意をこの際承つておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 電気ガス税につきましては、私通産省に参りまして、かねての通産省の主張、それには何らの変更はございません。ただいますでに交渉等いたしておりますが、自治省といたしましては財源がなくなるといふことで大へん心配をいたしております。だからその十分の見返り財源確保の見通しがつかば、本来の主張の通り廃止の方向に進むものではなからうか、こう思ひます。ただいま免税点引き上げ等のお話が出ておりますが、これはその間の妥協案である、かように考えております。

○松平委員 かわり財源という結局大蔵省との関係になると思うのですが、通産省は大蔵省並びに自治省との間に一つ通産側として割つて入つてきて、そして何らかかり財源を見つけてきていただきたい。ということは、この電気ガス税の全廃に関しましては昭和三十三年にこの委員会において全廃の決議が採択されております。そういう意味から一つ強力に推進して

いただきたい、そういうことを要望しておきます。

○佐藤国務大臣 ただいま申し上げるように大蔵省、自治省、同時に通産省、こういう関係でいろいろ論議をいたしております。御承知のように今減税の問題は党側にも要望がありまして、いわゆる税制整理との関連におきまして具体的に検討されつつある、かように私は了承しておりますので、皆様方の御要望も、これは一致しておるだらうと思ひますので、通産省としては一そうかねての主張をあらゆる機会に十分徹底するように努力して参るつもりでございます。

○田中(武)委員 本法案採決に先立ちまして大臣に一言要望いたしておきたいと思ひます。

それは先日大臣が中座せられましてから随時局長に本法案の各条項にわたつて質問を試みました。そのことは局長よく御存じでございますが、たとえば本法第二条の一般工作物という概念が一定でない。従つて指定商品というものが法律だけではつきりしてこない。こういうような、法律としてはきつめてあまい規定があります。実は時間があれば私修正案を出したい、こう考えておるのですが、参議院を終わつてきたものもあるし、会期末を控えて修正はいたしません。そのとき局長からは政令を出すときに十分心得るということでございますが、できれば法において明確になるように今後処置を考えてもらいたい。各条文にわたつて指摘いたしました点は、あとで局長に聞いていただければおわかりのことですから、その点について十分に考えていただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 大へん御熱心に御審議を賜りましたにかかわらず、私各衆参両院の委員会等をかけずり回りまして、十分御審議の模様等をみずから聞くことができませんで申しわけございませぬ。しかしただいま田中委員が御指摘になりました点は、かねてから局長からも報告を聞いておりますし、今回の法律案を成立さしていただいて政令等作る際に、十分それを取り入れるように、工夫するようにと私も申しておりますし、ただいまのお話がありましてので局長自身もよく事情を知つておると思ひます。十分御要望に沿うように努力して参るつもりでございます。

○早稲田委員長 お諮りをいたします。本法案に対する質疑を終局するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、本法案に対する質疑は終局いたしました。

○早稲田委員長 引き続き本案を討論に付するわけですが、討論の通告がございせんので、本案を直ちに採決するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決い

いたしました本案に対する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○早稲田委員長 続いて鉱工業に關する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 鉱工業、ことに石油、天然ガスという問題につきまして若干お伺ひしておきたいと思ひます。

まず最初に、本年の六月五日に当委員会におきまして、石油、天然ガスの開発についての決議をいたしております。この決議後通産省はどのような措置をとられ、あるいはどのような方向を樹立せられたかお伺ひいたします。

○川出説明員 当委員会が決議されました石油及び可燃性天然ガスの長期的な開発計画につきましては、三十七年以降国といたしまして一定の目標をきめて、その積極的な開発を推進するよう方向をきめました。現在のところそれに関する審議会が通産省に設けられております。通産大臣からその審議会の会長に今後の開発計画につきまして諮問いたしましたので、その答申が最近出て参りました。その答申に基づいて政府の方針をきめる所存でございます。

○田中(武)委員 今局長が申されました石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会に諮問せられて、九月二十九日に答申がなされたことはわれわれも存じております。その答申の一部も持つております。しかしこの答申とわれわれの六月五日の決議とは若干食い違つておるのじやないか、このような感じがいたします。と申しますのは、構造性ガスは大体石油と一緒に採すといひますか、採鉱し、その結果ガスだけ出るといふ場合もありますが、水溶性ガス以外は初めからガスのみを目的とした採鉱がなされないと思ひます。ところがこの答申によりまして、石油は今の会社においでやるのだ、こういつたような答申がなされておられますが、この点の答申の通りによりまして、これともし、私は石油とともにやる、こういう方が効果的かつ能率的ではなからうかと思ひますが、その点いかがでしよう。

○川出説明員 答申を尊重して参りたいと思ひますが、今先生のおっしゃいました点で、石油と天然ガスと一緒にやるかというお話でございますが、その点は、石油の關係は御承知のように石油資源開発株式会社が國策会社としてできておまして、それが中核体でございますから、どうしてもそれが中心にならざるを得ない。これは事実上の問題ではないかと思ひます。それから天然ガスは、それはそれなりで開発の効果は上がると思ひます。それから天然ガス自体の問題は、これは石油資源に限らないわけでございまして、日本の国内にはたけさんの業界がございまして、それを推進したい、というふうなことを考えております。

○田中(武)委員 その通りなんだが、

水溶性ガスの場合には独立の探鉱ができる場合、石油とあわせて同じ地層にあるのじゃないですか。だから石油と構造性ガスとは同じ手においてやってくるという方が効果的ではないか、こういうことを言っておるわけですか。水溶性ガスはもちろん各会社がやるのです。構造性ガスは、それを掘っているときに石油と構造性ガスが両方がくっついてくるわけなんです。

○川出説明員 その点は先生のおっしゃる通り、構造性ガスは石油と一緒に掘りますから、これは一緒にやって参ります。

○田中(武)委員 それでは、この答申による各会社がやるのだ、こういうことは主として水溶性ガスだ、そういうように解釈していいわけですね。

○川出説明員 天然ガスの開発計画につきましましては、これは構造性ガスと水溶性ガスとをいいます。両方とも開発の対象にいたしておりますけれども、経済性という観点から見ますと、世界各国で水溶性ガスをやっておる国はほとんどございまして、これはどうして構造性ガスの方に、今後の開発の重点を置いていくという考えでござい

ます。

○田中(武)委員 同じようなことを繰り返しておるが、構造性ガスは石油探鉱と同じ方法によってやるのじゃないですか。同じ方法というか、同じ地層にある。従って水溶性ガスは各企業がそれぞれやってもいいわけなんだが、構造性ガスの探鉱は石油とあわせて行なうようにしたかどうか、こういうことなんです。

○川出説明員 五カ年計画はそういう

ような建前でできておると思います。

○田中(武)委員 その点わかりまし

た。

それから昨年八月に経済審議会長期展望部会ですか、これが発表したところによると、現在の日本のエネルギーのうち、輸入に待っているのは二五・四%。ところが目標年度には五四%、すなわち半分以上が輸入に待つのだ、こういう結果になっておるわけなんです。そこでこういう答申を見ますと、今後一そう輸入石油というものが多くなるのじゃないか、このように考えるのです。ところがその展望に示されておるところを見ると、昭和四十五年度の国産原油は百四十三万トン、天然ガスが二十四億七千五百立米、こういうように予想されておるわけなんです。そこで現在の日本国内における石油とか天然ガス、こういうものについて一体通産省はどのくらいあると把握しておられますか。

○川出説明員 石油の埋蔵量でござい

ますが、これは三十一以降の五カ年計画によりまして確認されたものが六百五、六十万キロにございまして、従って私どもは約七百万キロにのり埋蔵量が現在あるのではないかと、このように考えております。それから天然ガスにつきましましては、これは地質調査所の天然ガスはあらゆる地域に賦存しておりますので、それを入れますと非常に膨大な数字になります、四千億立米という数字も出ておりますけれども、構造性ガスの埋蔵量は百億立米以下でございまして、われわれはほんとうの天然ガスというところに参りますと、構造性の方を重点に置いて参ります

いと思ひますので、構造性の埋蔵量を五カ年計画の中では掲げておるわけ

でございます。

○田中(武)委員 ちょっと数字が食い違っているのですが、二月二十六日の前国会の当委員会において、地質研究所の発表によれば天然ガスは六千億立米、今四千億と言われたのが六千億、それを原油に換算して六億トンということになるわけなんです。そうすると現在の国内の石油消費量の約二十年分に相当する、こういうこととありますので、極端にやることによつて、もっと資源が開発せられのじゃないか、このように考えておるわけなんです。先日石炭対策特別委員会、与党の中川委員も、探してもせぬで、ないとはだれが言ったんだ、こう言つて佐藤大臣に食ひ下がっていったが、まことにさうだと思ひます。もつと真剣に探鉱をなすべきである。これはいまさらいわれておるセキユリティの問題であるとか経済性の問題を云々いたしません、国内資源開発のために、一つ積極的にやらなければならぬ、こう思います。大臣がおられませんか、一つ次官から決意を聞いて、次官の決意は大臣の決意と一緒だ、この了解をいたしたいと思ひますが、どうですか。

○森(清)政府委員 この問題につきま

しては大臣がもしばしば意見を述べ

ておることとございまして、私どもと

いたしまして、現在の炭鉱の置かれ

て、現在五千五百万トンで、しかも三

十八年度には千二百四万トン・ダウ

ンというものを掲げておりますけれど

も、しかし情勢の推移によりまして、

われわれはこの問題につきまして十分慎重な考慮を払うつもりでおるわけ

であります。

○田中(武)委員 その十分考慮を払

れた中において、来年度のこの種探

費あるいは補助金、奨励金とい

ふ、そういうようなものはどれほど

求をしておられますか、今発表する

とはまずいことではないでしょう。

○森(清)政府委員 田中さんも御存

じだと思ひますけれども、ただいま

もは関係官庁との間でいろいろ折衝

を続けておるところでございまして、

たいまこの席ではっきりした数字を

申し上げるのはいささか当を得ない

のじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 大体内容はわかつ

ておるのだけれども、これではだめ

だ、この私たちの見解なんです。も

つと積極的にやらなければだめじゃ

ないか。しかも要求したものを大蔵省で頭

を押えられて、それで何も言わずに

引き下がるというふうなことではま

ずいと思ひます。試みに石油資源開

発株式会社は、石油資源

の開発を急速かつ計画的に行うこと

を目的とする株式会社とする。こう

書いてある。「急速かつ計画的」と

なっているのだが、ところが予算を

見ると、ゆっくりと消極的にやろう

といふことは、石油資源開発株式

会社の探鉱費を国がもっと出して

やらせよう、今まで探したものを

売ってそれでまかな

え、こういつたような考え方の上

に立つておられるわけなんです。こ

れは石油資源開発株式会社の第一

条の目的、すなわちこの会社がで

けるときの思想

からだんだん退化していつておる

のです。従つてもつと積極的な要

求をし直して、ごちやごちや言

うなら、大蔵大臣をこへ呼んで

きなさい、当委員会においてやりますから

。元氣を出してやつてもらいたい

と思ひます

が、いかがですか。

○森(清)政府委員 おそらく田中

さんのこととございまして、十分私

たちの折衝の経過をよく御存じだと思

ひますが、御存じの通り通産省の

予算は石炭問題あるいは自由化問

題あるいは自由化問題あるいは中

小企業対策等々につきまして、

相当大幅な予算請求をされたので

あります。窓口におきましてこれ

が座礁いたしました。したが、つ

いに一応われわれの原案にお

いてこれを受理はしてもらいま

した。しかし当然石炭問題につ

きましては、これは非常に大きな

問題でござい

ます。

○田中(武)委員 ちょっと待つて下

さい。探鉱というのは探す方です

よ、石炭とは違ふのです。

○森(清)政府委員 わかりました。探

鉱費につきましては昨年に比較し

まして、相当大幅な増額を要求し

ております。しかし今後まだ大蔵省

との折衝に待たなければ、最終的

な結論は出て参りませんけれども、

しかし私どもが考えますには、い

わゆるメタル・マインの自由化

策にいたしまして、一番の問題は

探鉱費であります。探鉱費が十分

なれば、御承知の通りいわゆる

国際的な市場でメタル・マイン

が勝敗を決するということにはな

りません。従つてわれわれが最も

力を入れておりますのは、この探

鉱費の獲得でございまして、な

お時期が参りましたな

ら、皆さん方のお力もあるいは仰がなければならぬかと思ひますけれども、その節はよろしくお願いいたします。

○田中(武)委員 われわれが聞いておるところでは、来年度予算として大蔵省で要求しておられるのは、石油資源開発株式会社に対して財政投融資として十億円、ほかに民間投資二億円、十二億円がその石油及び構造性天然ガスの探鉱費、それから一般のガスに対しては補助金として二億円、こういうものを提出しておられると聞いておる。一方においては財政投融資、一方は一般会計、こういうような点にも問題があると思うし、もう今さら言うまでもないので、西欧諸国、ことにフランスとかその他がこういう問題に、ことに探鉱費にどのくらい金を出しているかというところは御承知のことと思うのです。この程度のことです。十分五カ年計画の第一年度として踏み出しがでるのですか。

○川出(武)委員 石油資源の財政投融資計画は、初年度探鉱費二十五億でございまして、これは石油資源の会社ともよく打ち合わせをした上、必要な所要額を適度省しては全額要求し、確保したいというように考えております。

それから、今のは財政投融資でございしますが、予算措置の方につきましては、先ほど政務次官からお話がありましたように、前年度の予算額に比べると十倍以上の要求をいたしております。

○田中(武)委員 それでもまだわずかで足りない、西欧諸国に比べたら鼻くそほどのものじゃないか、こういうのが私の主張です。ともかく当委員会の決議を十分尊重して、その裏づけの

あるような予算折衝要求をしてもらいたい、このように思ふわけでありまゝ。なお現在アラビア石油がこれから多量に入ってくるという見通しでありまゝ。ところがその取引がどうなるのか、その解決策がまだきまっていないうであります。また近く北スマトラから原油が入ってくる、こういうことも見込まれておるのですが、この種の日本の技術、日本の資金というが日本の手によって、国外で開発したものを国内に入れる場合の措置、そういうものについてはどういう方向をとるのが正しいのか、そういうことをどう検討しておられますか。

○森(清)政府委員 北スマトラやあるいはアラビア石油等については、実は今田中さんの御質問にありましたように、これをどう処置したらいいかという問題につきまして、私どもはこれは両者とも合わせて一つの問題として、今よりより協議中でございます。

○田中(武)委員 協議中じゃなしに、実は私アラビア石油を見たのですが、ほとんど出ておるのです。これを一つ早く効果的に受け入れるということ、また協議中じゃおそ過ぎると思うので、あえて申し上げたのです。それから御承知のように来年度の十月からはエネルギー関係のいわゆる自由化がせられるわけなんです。そうすると国内のいろいろなエネルギー源に、ことに今石油が問題となつていますが、混乱を起すのです。そこでこれは一つの考案方ですが、そういうエネルギーを総合的に調整する国策会社というようにもの、あるいは公団的なものでもよろしいが、ここに私はエネルギー需給事

業団あるいは公団、こういうものが必要じゃないか、こういうことを考えておりますが、いかがでしょうか。

○森(清)政府委員 それもわれわれの考えなければならぬ一つの対象としております。それが必ずしもそうしなればならないとまでは突き詰めて考えたわけではありませんが、一応考える対象にしております。

○田中(武)委員 ともかく来年度十月の自由化までに、国内のこの種産業が混乱をしない、十分にそれと耐え得るような方策を立てる、あるいはそれに必要な措置及び機構等を整理する、こういうことを特に要望しておきます。

○早稲田委員長 この際自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、長谷川四郎君外八名提案による、石油、可燃性天然ガス及び金属等鉱産物の国内資源開発促進に関する件について、本委員会において決議せられたい旨の動議が提出されております。まず趣旨の説明を聴取いたします。

長谷川四郎君。○長谷川(四)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党を代表いたしまして、決議する案文を申し上げます。

石油、可燃性天然ガス及び金属等鉱産物の国内資源開発促進に関する件。石油、可燃性天然ガス及び金属等鉱産物は工業の重要な基礎原料であり、今後需要増加の著しい重要な国産資源である。これらの国内地下資源を開発しその安定的な供給を確保することは、極めて重要なことであり、国内資源の開発は、貿易自由

化を前にして、今や一大危機に直面している。

政府は、自由貿易化に対処するため、国内地下資源の開発を助成促進し、雇用の維持、地方産業ないし低開発地域の振興並びに外貨負担の節減を図り、もって国民経済の健全な発展を期すべきである。

世界各國は、自国の地下資源を開発し確保するため、あらゆる積極的な助成、保護の施策を講じている現状であり、この際政府は、国内地下資源の開発については、政府の責任において積極的に推進するよう万全の予算措置を講ずべきである。

以上が決議案でございます。私が申し上げるまでもなく、各國がどの程度に国内資源を愛用し、国内資源開発に全力を尽くしているかということは議論の余地もないところである。従つてわが日本は国内資源がないのだ、こういう觀念的な頭を一掃してもらわなければならぬのであります。というのは、日本はこれだけ狭い国に、はたして国内資源というものは、何が幾らくあるかということをお調べになつての結果であるならば、資源が少くないという言葉は用いられるだろう。しからば、北海道から九州に至るまで、ネコのひ

たいくらいしかないこの国の資源というものが、いつ調査されて、どれだけ資源があるかということが証明されてくるか。資源が少くないことは、西洋文明を受け入れるときの日本人に對する彼らの謀略が、われわれの觀念となつてくることに気づかねばならぬ。従つて、こういう点を今日に至つてもまだ覚醒することができず、依然

として資源が少くないということが自分たちの頭から離れない。これは、われわれ政治を行なう者としては一擲しなればならぬ問題だと考へる。昭和二十六年以来私はこれを言い続けております。かつて、昭和二十八年四月の二十八日、日本という国は貧乏でないのだ、われわれの怠慢の上において資源の調査ができないのだ、しかし、日本からい資源のある国はないぞということを言つてある。その後において、砂鉄の問題は御承知の通りであります。今局長のお話によれば、天然ガスは四千億立米だといふ。発表を見れば六千億立米だといふ。今から二年前は幾らだといひました。年を過ぐるに従つて、たとへば想像においても六千億立米といふものが出る。あるいは二億立米あるかもしれない。こういう点について少しも調査がしてない。どうやって資源を確保する。ただ輸入だけをすればいいのか。それであつてはならぬ。国内資源というものは何のためにある。たとへば日本という国が孤立しても、祖国日本九千万国民はこれを元手にりっぱに食えるというものを、天は与えてあるはずである。それを、調査もせずしてないと言つてゐる。全世界を見て、日本のような状態にある国が一国としてどこにありますか。英國はすでに今から六年前に、最も近代的な機械をもつて第二回目の調査をし、探鉱をし、その結果初めてこれとこれがないからこういうような輸入をやろうといふことになつてきた。

今日、日本は外貨不足だ。これだけ國民を塗炭の苦しみの中に陥れさせておいても、さらに外貨を使おうといふこの根性を変えていかなければならぬ

い。われわれ国民は、地下資源を活用すべきであるということを、一人々々の国民が念願しておる。今日、人間の手によって宇宙が開発され、また宇宙を征服するものはだれだ。人間よりほかは何があるか。各国が宇宙を開発し、海洋を開拓しておる。わが日本は、この狭き領土がわれわれ日本人の手によって資源の開発ができない、探鉱ができない、などということがあつてはならないと私は信ずる。

このような点について、六月にも決議案を提出し、もって政府の反省を促しております。国会が開かれるたびに、決議案をもつて政府を反省させなければ行なえないなどというならば、通産省の必要はありません。通産省は輸入をするためにあるのではなく、資源の開発をいかにやるかというの、あなたの方の使命でなければならぬ。その使命を十分にお考えいただき、今後のなすべき方途を開拓していただきたいというのが、本日の決議案であります。

これはわれわれ政治を行なう者ばかりでなくて、国民ひとしくこの念願である。これをあなたの方の力によって全からしむべく、大いに努力を重ねてもらいたい。われわれも皆さんと同様に、これらの点について必要があるとするならば、それこそ大膽して大蔵省と折衝するであらうということを申し上げまして、私の決議案提出の趣旨説明を終わります。(拍手)

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議につきましては、別に発言の申し出がありませんので、本動議の通り議決し、議長に報告の上、関係方面

に参考送付することにいたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○森(清)政府委員 ただいま御決議なさいました趣旨については、私ども全く同感でございます。そこで今後は、この御決議の趣旨を体しまして、極力その実現に努力いたすつもりでございます。

○早稲田委員長 次に、私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。順次これを許します。板川正吾君。

○板川委員 私は、最近懸賞販売、景品販売、いわゆるプレミア付の販売というものが非常に蔓延しておる状態にかんがみまして、こうした景品販売あるいは懸賞販売等について、何らかの規制をすべきじゃないかという立場から質問いたしたいと思うのであります。総務長官の小平さんは時間がないのでありますから、まず第一にお伺いしたいと思ひます。

日曜なんかにはたまにうちにおりますと、ラジオを聞いてもテレビを見ましても、これらすべて懸賞販売、景品販売等が朝から晩まで行なわれておるのではありません。こうした懸賞販売、景品販売が盛んになるということは、正常な商業道徳に反する傾向だと思ひます。なぜならば、正しい商業道徳は、品質のいい品をできるだけ安く消費者に供給するというのが、商習慣であらうと思うのです。ところが懸賞販

売等で販路を拡大しようとする、その製品をより安く、よりよくしようというのじやなくて、その会社がうまく懸賞を考案した方が、その販路が拡大していくということで、勢い製品の向上、安く売るといふような努力を払わない。要するに大衆をごまかして、口車に乗せて、懸賞でつって品物を売つていこう、こういう傾向になつて参ることは、これは消費者保護の建前から、私は問題じゃないかと思うのであります。あとで公取にお伺いしようと思ひます。あつたで公取にお伺いしようと思ひます。現在の法律ではやや不十分であらうと思ひます。これを何らかの規制をすべきじゃないか、私はこう思ひます。

諸外国の例を見ますと、ドイツ、フランス等では、こうした懸賞、景品販売というのを原則として禁止しております。その他の西歐諸国でも、おおむね禁止をしております。アメリカがややその取り締まりがゆるやかだといふ以外は、西歐諸国ではそういう懸賞、景品販売は原則として禁止してある。そういう建前からいっても、どうも今のままでこれを野放しにしておくことは、消費者保護の建前から、私は好ましい傾向じゃない、こう思ひます。であります。これに対して総務長官のお考えを承りたい。

○小平政府委員 ただいまお話のありました懸賞販売、景品販売、そういう方法による商品の販売の傾向が非常に強まりつつあるのじやないかということ、私は、私ども毎日のテレビなりラジオなりその他の宣伝によりまして全く同じように感じております。ただいまお話がありました通り、諸外国におきまして、これらの販売方法の弊害

をためる目的で、立法等も行なわれておるようにも聞かざんでおります。そこで現行の私的独占禁止法による程度で、これが運用によりましてはある程度の規制はできることかと思ひますが、しかしまず第一にその前提をいたしましては、現在の懸賞販売等の実態をよく把握するといふことが何としても先決でなからうかと存じます。その点につきましては公取におかれて、すでにその調査に着手をされておるようにも承知をいたしております。おそれなく公取としまして、も同様の見解から調査に着手されておることだと思ひますが、いづれにいたしましてもその結果等が正確になりましますならば、またこれが御指摘のように消費者への本来のサービスという点から申しまして外道であり、さらに弊害がはなはだしくなりますならば、広告宣伝費あるいは景品に要する費用そのものがコストにはね返つて、むしろ消費者に弊害を及ぼす、不利益になる、こういう点にまで及ぶことは当然推測ができますので、そういう点につきましては公取の方において、現行法の運用でどの程度のものでできるのか、またそれだけでは不十分だということになりますならば、諸外国の例もあることとありますから、何らかの立法措置をとるとか、いづれにいたしましてもそういう点について公取の意見等を私どもも十分に検討させていただきます。政府としての方針をきめていきたい、かように考えております。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

○板川委員 懸賞付、景品付販売等の行き過ぎは認めておるが、その実態を

今公取で調査中だ、その実態の上に立つて必要があれば立法措置を講ずる、こういうことですか。

○小平政府委員 結論的に申せばそういうことであります。

○板川委員 私は現在の制度の中では立法的に不十分だと思つております。その点にあつてこれら公取委員長にお伺いしますから、あとで聞いて早急に立法措置をしてもいいと思ひます。もし政府でしないようでしたら、われわれの方の党であるいは議員立法等で提案をいたしたいと思ひます。十分な御検討を願つて、できれば通常国会に成案を出していただきたいということを要望いたしまして、次は公取にお伺いします。

公取委員長にお伺いをいたします。まず懸賞景品販売の現状について調査をなさつておるようであります。その調査の段階でわかっている範囲で御説明を願ひたい。同時に調査の内容について後日資料をもつて御報告を願ひたいと思ひます。とりあえずわかっているところだけ発表していただきたい。

○佐藤(基)政府委員 懸賞景品販売がどの程度波及しているかを知るために、食品、家庭用品、その他日常生活に關係の深い商品やサービスの業界六十八を選びまして、その業界、団体に対しまして、その業界において昭和三十三年以降懸賞景品販売が行なわれたことがあるかどうか、行なわれた場合は、その理由、効果、その他業界の実態などについてアンケートの方式で調査を行ないました。特に食料品の業界では、今年春ごろから相当大規模な懸賞景品販売が行なわれているの

で、チューインガム、清涼飲料については主要な業者全員に対して詳細な調査を行ないました。これによって懸賞品付販売の実態、影響、その行なわれやすい条件などについてある程度知ることができたので、さらに家庭用電気器具、化粧品、石けん、洋酒、ミシン、乗用車などの業界について詳細な調査に着手いたしました。また懸賞品付販売によって一般消費者がどの程度動かされておるか、現在の懸賞品付販売についてどう思っているかなどを知るためのアンケートの調査を準備しておる次第であります。

現在までの調査の結果およそ次のような事態が明らかになりました。調査対象とした六十八業種のうち三十五業種、これが最近懸賞品付販売を行なっていました。特に盛んに行なわれているのは、清涼飲料、菓子、洋酒、乳製品、家庭電気器具、ミシン、時計、石けん、化粧品、歯みがきなど、いずれも競争の激しい業界であります。懸賞品付販売には、販売促進効果があり、広告宣伝を効果的にする、買ひ物の楽しさを増すなどの利点が考えられる一面もありますが、また他面におきまして弊害もあることが認められたのであります。すなわち、第一とい

たしましてはその波及性であります。賞金、景品の額がだんだん高くなってくる、そうしてその効果は景品、賞金の額の増加の割合ほど増加しないし、一業界に広く波及した場合、各社の企画が互いにその効果を相殺してしまふという社会的損失を招いているのであります。しかも現状を放置しておくならば懸賞品付販売は、ますます大規模になっていく傾向がうかがわれ

るのであります。次に懸賞品付販売を無制限に行なわせることは、資力の乏しい中小企業にとって不利であり、今回の調査に際しましては、多数の中小企業は過大な懸賞品付販売の規制を要望しておる次第であります。第三に、宣伝広告の内容は欺瞞的になりやすいのであって、数回にわたって分割して提供される賞金、景品が一度に提供されるような広告をしたものや現金が当たらないのに札束を絵に描いたもので、特賞として世界一周旅行をさせるというような宣伝をしたものなどがありました。その他品質向上、価格引き下げの企業努力を怠りがちになり、価格を硬直させる、商品の品質を低下させる、消費者の耐性を刺激する、商品の購買選択を誤導するなどの問題があるとされておるのであります。

○板川委員 委員長、今までの調査の結果どうですか、懸賞品付販売を野放しにしておく自由を与えておることと、今あとの方で言われましたようにその弊害と、どちらが感じとして重いと見ておりますか。

○佐藤(基)政府委員 御承知の通り懸賞品付販売が、最近非常に盛んになってきてまして、今申しましたような、全然利点がないわけでもないけれども弊害が非常に多い、むしろ現在におきましては、その弊害の方が多いいかなというふうに考えております。

○板川委員 そういう社会にとって、消費者にとって弊害が生じる場合には、現在の法律ではどういう手続を経て取り締まりを行なうことになりま

か。○佐藤(基)政府委員 現在の法律におきましては、他に法律があるかもしれませんが、少なくとも私の方の関係においては、独占禁止法によりまして不公正取引の取り締まりをしておりまして、それによりまして不公正取引のい

わゆる一般指定と特殊指定というのがあります。従来特殊指定がだんだんできまして、ある程度の効果を上げておりますけれども、その業界以外につきましては、現在においてなお規制と申しますか、不公正取引を取り締まればならぬというふうに思っております。

○板川委員 独禁法の二条の七項による告示第十一号によって一般指定が指定されておるわけですが、この一般指定の何号に当たりますか。六号です

か。○佐藤(基)政府委員 六号と考えております。

○板川委員 一般指定の六号をもつて特殊指定を一つ一つぶしていくというところでそういう弊害を押えていくという、現在の独禁法による規制の仕方です。六号で「正常な商慣習に照して不当な利益または不利益をもつて、直接または間接に、競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること。」はいけなく、こういっ

ておるのです。こういう法律があるのに今野放しで行なわれているというの

は、この解釈がどうも甘過ぎるのじゃないですか、どうなんですか。○佐藤(基)政府委員 この一般指定の六号につきましては、かつてこの規定

によって、ある新聞社が不公正な取引をしたことを問題にしたことがありまして、その御承知の通りであります。その場合は大した弊害も認めなかったものであります。先ほど申します通り今年

の初めと申しますか、そのころから景品付販売、懸賞品付販売というものが非常に盛んになってきたので、これではどうも弊害があつて困るからほつておけないというので、先ほど申しました

ような調査を始め、またこれを続けておるといふ状況であります。なおこの一般指定のほかに特殊指定というのがありまして、現在九業種について行なつておりますが、この特殊指定によつてもある程度目的は達せられると思つておりますが、特殊指定は御承知の通り実際上の問題といたしましては、指定をするのにその業界が同調して

くれなければやりにくいという事情もありまして、われわれの方としては現在のような状態に照らしましてどうすればよいかということを、調査と同時に対策を研究しておる次第であります。

○板川委員 特殊指定で禁止する方法もありまして、今特殊指定の場合は業界の協力態勢がなければだめだというので、これは協力態勢を作つて特殊指定いたしました。特殊指定の違反がする罰則に触れないでしよう。そういうことになりまして、懸賞販売、広告販売というのは強い取り締まりの対象にはならないと思つておるのです。そういう点から考えていくと、今の法律では

若干手ぬるいものがある。一般指定の告示をもつと追加して、内容的な商行為とか、あるいは懸賞販売に対する事項を一般指定にして、もっと具体化して取り締まる方法も一つだろ

うと思つておる。しかし今のままではとにかく不十分だと思つて。これは結局は、公取は意見を提出する権限はありますから、特別立法をして、懸賞販売あるいは欺瞞的な広告、こういうものを取り締まる必要があるのじゃないですか。

○佐藤(基)政府委員 ただいまのお話ごもつともございまして、われわれといたしましては現状の取り締まりの制度では不十分ではないか。そこでこれを強化するためにはどうしたらよいかということ、目下対策を協議しておるといふ状態でございまして。

○板川委員 先ほど洋酒業界の問題をちよつと報告がありましたが、よく夜寝るまじわになると、トリスを飲んでハワイへ行こう、こういうのが盛んにラジオでは放送されていますね。またテレビ等を見ると、これまた何とかを買つてハワイへ行こうというふうなことを盛んに宣伝をしている。トリスの問題に移りますが、先ほど私、総務長官に言ったように、トリスを宣伝してハワイへ行こうということであつて、お客がトリスを買うことになるのですが、洋酒の場合は業界の協力によつて自主規制の何か申し合わせがあるのではないですか。たとえば懸賞販売のときは一件について五十万円限度とか、普通の酒の場合は十万円限度とか、そういうふうな限度についての自主的な申し合わせが業界にあつても、こういうように勝手にトリスだけやれ

ば、今度はオーシャンも負けずにやろうということになるのじゃないですか。この点は実情はどうなんですか。

○佐藤(基)政府委員 お話の通り業界に申し合わせがあるというのを聞いております。これは酒の問題でありまして、主として大蔵省が当たっておりますが、私の方はやはり大蔵省と十分連絡をとりましてこれに対処する。今お話のあったハワイ旅行の点につきましては、大体そういうことをしないように、いわゆる指導をしたはずなんでありまして、まだやっておりますので、もう一ぺん文句を言おうかと実は思っております。

○板川委員 実際ハワイに行った人があるのですか。その抽せんの内容は、あれはいつまでかわからないのですか。実際はどうなっているのですか。たとえば懸賞販売広告をした契約説によれば社会的な契約をしたことになりかねない。それが完全に行なわれたか行なわれなかったかというの、現在それを監視する、検査をする官庁は公取じゃないですか。実際の執行状態——懸賞販売広告をして、実際それが行なわれたかどうかというところはどこで現在調査するのですか。

○小沼説明員 トリスの場合にはまだ計画中でございまして、まだハワイに行った例はないようございまして。これは先ほどお話にございました酒類業団体法の販売方法の制限で、洋酒業界では最高額を五十万円以下に押えるという自主規制を、大蔵省の行政指導もありましてやっておりますが、トリスを飲んでハワイへ行こうというふうなのは、五十万あればハワイに行けるといふ趣旨のことを、ああいうふうに宣

伝しているのじゃないかということをしてわれわれは考えておまして、先ほど委員長が答弁申し上げましたように、新聞広告等にああいうことを出さないようにというところは十分指導しております。

○板川委員 トリスが、あるいは何でもいのですが、自分の販路を拡張するというところは、これは企業意欲として当然だと思ふのです。しかしそういう競争をして他の顧客を自分の方に誘引するということは、やはり正常な商慣習を守ってもらわなくてはならないと思う。なるべく酒の質をよくして安く売る、こういうことによって競争して顧客を誘引するというふうなやり方ですが、懸賞で顧客を誘引するということは、どうも正しい商慣習ではないと思ふのですが、考え方としてどうですか。——どうも返事があまりできそうもないから聞くのですが、外国ではそういう状態をどういうふうに取り締めておりますか。外国の立法例は……。

○佐藤(基)政府委員 外国の立法例といいたしましては、原則としてこういうふうな景品なり懸賞というものを禁止しておる。ただ例外的にごくわずかなものだけに認めているものもありまして、そういう点においてわが国とは制度がだいぶ違つておると思ふ。○板川委員 西ドイツ、フランスその他西歐各国は、アメリカ以外は大体禁止ですね。ただし例外として一部認められているが、それはたとえばトリスの懸賞販売も、トリスを飲んで当たったトリスがいくとか、あるいは洋酒のセットがいくとかというふうな程度は懸賞販売もよろしい。しかしハワイへ行こうとか、ロッテガムですか賞金一

千円とか、こういうようなことだつて、販路を拡大するという商行為は、これは本来ならば告示十一号の六号で取り締まりになるべきだと思ふのです。ところが「正常な商慣習に照らして」というこの正常な商慣習というのを、さっき言ったように日本では公取が甘く解釈しておるために野放しに行なわれておると思ふのです。ですからこの六号だけではなかなか取り締まりが十分じゃないですか。だから結局新しい法律をもって規制しなければいけないのではないかと、こう思ふのです。

具体的に伺いますが、よくジュースを飲んで賞品に自動車を出すと、あるいはガムを買えば一千万円の懸賞が当たる、こういう懸賞広告をして、実際にその賞金を払った場合に、完全に一千万円といった場合一千万円払っておりますか。実際調べたことはありますか。○小沼説明員 今までのところ、そういう懸賞広告の結果実際にどういうふうに出したかというところは、調べたことはございません。○板川委員 これは消費者保護の立場から調べるのは公取の任務じゃないですか。それとも他にこれを調査し得る行政機関がありますか。

○佐藤(基)政府委員 これは一つの私法上の契約と考えておりますが、その契約の不履行なりあるいは詐欺という問題にもなると思ふ。そうなるべきですと、それぞれの役所、たとえば検察庁の問題であるとか、そういうふうな問題になつてくると思ふ。公取といつたしましては不正取引かどうかというのを主にしてやるので、実はそこまではやっております。

○板川委員 にせのカン詰、馬肉、鯨肉の牛カツ、これは欺瞞的な商行為として今度特殊指定しましたね。一千万円懸賞で販売をして、その実行した結果は大体三分の一だそうですね。三分の一の三百万円程度払えば、七百万円、三分の二は大体没になるような仕組みになつておるのです。そうすると一千万円でやるという懸賞広告をして実際に実施した後それが三百万円程度だということになりますと、どういふのですか。これは私法上の契約の問題もあるでしょう。しかし私法上であつても、一般の消費者に一千万円当たるかのごとく誤認した期待をさせ過大な期待をさせ、それで競争者の顧客を誘引するということになれば、これは告示十一号の六号で取り締まりの対象になるんじゃないですか。調査をできるのではないですか。私法上の関係だから公取としては今まで手をつけな

○板川委員 独禁法で何か今村さんが書かれたのなんかでも、正常な商慣習というものの判定がむずかしいと思つておるのです。しかし通常行なわれているから正常だという解釈は私は間違いだと思ふのです。懸賞販売が通常行なわれておるから正常な取引だといふことではないと思ふのです。ですから、公取の方が従来通常行なわれておれば正常な商取引だといふふうになつておつたのでは、人がやるからおれもやるといふことでどんどんやつていけば、正常な商行為といふものが出てくることがあるように思ふ。だから一千万円の賞金を出す、あるいは一百万円の賞金を出す、こう言つて実際三分の一くらいしか払わなくて済むといふのなら、これは欺瞞的な懸賞販売になるんですね。こういうのは独禁法で取り締まりできませんか。

○小沼説明員 先ほど御答弁申し上げたように現在行なわれておることが不正取引方法であるならば、これを差しとめるという職務はございますが、かりにこの一千万懸賞というものが認められるとして、その結果はたしてその三百万で実施したか、七百万で実施したかということは、いろいろな実情もございまして、抽せんには当たつたけれども、当たった札を持っていなくて取りにいけないとか、いろいろ問題がありまして、一概に初めから一千万に対して当然三百万しか渡さぬという計画かどうかというところは非常にむずかしい問題でございまして、これは具体的に差しとめる必要があるといふことと関連して出てくる問題ではないかと思ふ。

○板川委員 そういふ一千万で誇大な広告をして、実際はどこでも三分の一度でいいというのが慣習というのか、普通になつてゐるそうですが、それを正常な商慣習でないと思えば公取でやるというのですが、それが正常な商慣習か、でないかというのは、どこで定めるのでしょうか。これは消費者のだからが告発すればいいということになりますか。そうきまれば公取でやるというけれども、それをどこで定めるのですか。

○佐藤(基)政府委員 正常な商慣習とすることはなかなかむずかしい問題であります。先ほど申しました大阪の新聞社の例で申しますと、それ以前に各社がそういう変なことはやらぬという申し合わせをして、それが相当長い期間行なわれたということをもつて正常な商慣習が存在するというふうに解釈しておるのであります。従つてそういう同じような事情があれば、当然正常な商慣習ということが言えると思ひますが、問題になつた場合に具体的にあるかどうかということは、そのときに当たつて研究したいと思ひます。

○板川委員 調査中だと言ふのだから、その結論を待つておるのだらうけれども、一つ欺瞞的な懸賞広告の一例を出してみたいと思ふのです。イギリス製のモルガン・ボマードという会社が、これによるとモルガン・ボマードを買つた人にはこの会員証を渡す。

〔長谷川(四)委員長代理退席、委員長着席〕
それで一個買えば、ここに証書を領収書のかわりに張つて渡しますということ。それで毎年一回抽せんによつて愛用者五十名をロンドンに招待申し上げる。こ

ういふ欺瞞的な広告を一つ早急に取り締まる必要があるのではないか、こういうことを第一に申し上げたい。
それからついでに聞きますが、このボマードは小さい小ビンですけれども市価千六百円、いなかの散髪屋に行くところ二千円ぐらいで売つてゐる。ところが向こうに行つてきた人の話によると、原価は百五、六十円か二百円ぐらいだそうなんです。これは調査してもらいたいと思ふのです。輸入を独占して国内販路を独占して法外な高値で売つて、外国ボマードなんてみえを張つて買つてゐるのですから、そういう状態を放置することは私は公取としてもまずいと思ふ。

それからいま一つの虚偽の広告宣伝も実態を一つ調査してもらいたい。これを要望いたします。

○田中(武)委員 今の懸賞広告の件について関連してお伺いしたいと思ふのですが、先ほど板川委員の質問に対して、それは民法の問題である、刑法の問題である、このようにお答えになつたのです。なるほど民法五百二十九条以下三十一條までに懸賞広告のことについて書いてあります。しかしこの民法が考へてゐる懸賞広告というのは、一定の行為というところになる何かを、明、発見しようなどときにはこれだけの賞金を出しよう、典型的にはそういうものだと思います。今板川委員が問題にしておられますのは、物を買ったときに抽せん券をくれる、それが自動的に向こうでもつて抽せんをやつて、あなたは当たつた、当たらない、こうなる、こういうものもやはり五百二十九条に考へてゐる懸賞広告でしょうか。

○板川委員 私が言つてゐるのは、こ

ういふ欺瞞的な広告を一つ早急に取り締まる必要があるのではないか、こういうことを第一に申し上げたい。

それからついでに聞きますが、このボマードは小さい小ビンですけれども市価千六百円、いなかの散髪屋に行くところ二千円ぐらいで売つてゐる。ところが向こうに行つてきた人の話によると、原価は百五、六十円か二百円ぐらいだそうなんです。これは調査してもらいたいと思ふのです。輸入を独占して国内販路を独占して法外な高値で売つて、外国ボマードなんてみえを張つて買つてゐるのですから、そういう状態を放置することは私は公取としてもまずいと思ふ。

それからいま一つの虚偽の広告宣伝も実態を一つ調査してもらいたい。これを要望いたします。

○田中(武)委員 今の懸賞広告の件について関連してお伺いしたいと思ふのですが、先ほど板川委員の質問に対して、それは民法の問題である、刑法の問題である、このようにお答えになつたのです。なるほど民法五百二十九条以下三十一條までに懸賞広告のことについて書いてあります。しかしこの民法が考へてゐる懸賞広告というのは、一定の行為というところになる何かを、明、発見しようなどときにはこれだけの賞金を出しよう、典型的にはそういうものだと思います。今板川委員が問題にしておられますのは、物を買ったときに抽せん券をくれる、それが自動的に向こうでもつて抽せんをやつて、あなたは当たつた、当たらない、こうなる、こういうものもやはり五百二十九条に考へてゐる懸賞広告でしょうか。

○板川委員 私が言つてゐるのは、こ

○佐藤(基)政府委員 ただいまのお話、僕はあまり民法知らないものですからよく研究いたします。

なお板川委員のおっしゃつたボマードの問題はさつそく調査いたします。

○田中(武)委員 五百二十九条以下三十一條まで書いてあるのは、昔の民法ができた当時の懸賞というものを考へておる。やはり一定の行為をした者に對してかくかくたる褒賞を与える、この一方的広告によつて契約は成立する、こういう考へ方なんです。たとえ

ばガンガンガンの新治療法を発見した者に對しては、なんぼなんぼの褒賞を与えよう、こういうことを書いて、それを発見した人に懸賞を与える、こういうことを典型的に考へておる。少なくとも民法ができた当時、今のような抽せん券制度というものはなかつたのではないか。そうすると、民法の五百二十九条以下の懸賞広告を直ちに懸賞契約である。このように解釈するの

どうかと思ふ。同時にまたそれが実行せられなかつたり、その内容が実行きほまろん詐欺罪にならうと思ふ。しかし公正取引委員会はいわゆる独禁法というたてに立つて消費者を守る独立行政委員会である。そうするならば、消費者の側に立つてそういうもの

に對して告発権を持つべきじゃないか、そういうふうに私も考へる。なお今日この種の広告が問題になつてゐることは御承知の通りである。もちろん立法措置を講じなければ、一々公取に對して認可を得た上でなければ懸賞広告ではない、こういうことはできないと思ひますが、今日の状況を見ておるならば、ぜひそういう必要があるのではないか。現在の法制あるいは行政機構においては、實際消費者を守る立場はあなたのところだけなのです。経済企画庁なんというものは物価がどうかあつたか言つてゐるけれども、實際はどうにもならない。ほんとうに法律をもつて消費者を守るのには、あなたのところだけなんです。そのあなたのところがそんなたよりないことでは困る。それは民法の問題でござい

ますと片づけられては困るのです。五百二十九条がそんな規定をしてゐるかどうか、もう一べん勉強して下さい。その当時考へられた行為だけを言つておつて、おそらく民法制定當時にはあのような懸賞広告は考へられてゐなかつた、このように考へるのです。そうするならば、これはどの所管になるかは知らないが、少なくとも消費者を守る立場にあるあなたの方から何らかの問題を提起すべきである。同時にまた一般事例の中に行き過ぎた広告を不正取引だとあなたの方

いての決意を聞きたい。

○佐藤(基)政府委員 たいまのお話
ごもつともでありまして、われわれも
そういうふうな考えでおります。われ
われといましては独禁法の立場か
らやっていたいと思つております。す
す。すなわち公正取引という面から
やっていたい。それで先ほど申しま
した通り、最近過当な懸賞広告等が
あるものでございまして、調査を始
まして、これをどうしたら消費者の保
護になるか、不正取引の弾圧にな
るかというところで研究しておる次第
であります。

○板川委員 独禁法の建前でやりたい
とおっしゃるのだが、しかし独禁法
はとも取り縮まり外だ。それは民法
の問題だ、こういうふうな今までの話
なんです。

そこで時間がないから結論だけ言
いますと、やはり新しい懸賞つき販売
の規制をする立法化が必要じゃないで
すか。立法化が必要だという場合は、
公取はその意見を内閣に提出して、
国会に意見を申し述べることはでき
ますから、私は早急に立法化をして
もらいたいと思つた。たとえば立法
化の内容なら、この法律を見てもら
う。時間をつけて、審議会を作
て、審議会の答申を待つてやる程度
のものではない。たとえば原則的に禁
止を、多少の例外なら例外を認める
。それはごく社会的なギャンブル的な
風潮をおおるようなことではない、
ごくきびしい制限をつける。それ
から懸賞広告販売をする場合には届
出をして、その結果を報告させる義
務がある。公取が調査権を持つて調
査をする、あるいはそれに対する罰
則、こういうふう

なことであれば何条かによって取り
締まりが可能だと思つております。こ
れは公取が立法化して消費者の擁護
の立場をもつと明確に打ち出すべき
ではないかと思つております。これに
対して委員長に決意を表明してもら
うて、通常国会に出してもらいたい
と思つておりますが、いかがです
か。

○佐藤(基)政府委員 お話ごもつとも
でありまして、われわれも最近の思
わしい状態を調べまして、どう対策
するかというところを考へておるの
です。御承知の通りわが国も昔は内
務省令である程度取り締まり規定が
あつた。それが終戦の結果失効いた
しまして、これにかわるべき法令もあ
りませんので、われわれとしても何
とか考へなければならぬというので
、目下検討中であります。

○田中(武)委員 現在では集事法に
誇大広告の制限というものがあ
る。制限はそれだけしか今のところ
調べたらないようですが、こういう
一般的な誇大広告あるいは人をし
て物よりか懸賞金なり懸賞という
ものに惑わされるような広告、そ
ういうことは禁止、あるいはある
程度生活に潤いを持たすとい
うかニュアンスを持たすために必要
とするならばその範囲をきめて、
それは今日では公取委員会の所管
が一つ点について現在の懸賞告
告の上、そして消費者を守るの
はわれわれなんだという自覚と
ファイトの上に立つて一つ速
急にやつてもらいたい。公取委
で立法できるかどうかそれはわか
りませんが、もしできないとす
れば政府に立法方を建議する
とともに、あなた側のみ

が今のところ消費者を守つてい
る、こういう気持を持つてもら
わなければ困ると思つてお
る。○佐藤(基)政府委員 いろいろ
の激励していただきましてありが
とうございませう。われわれとし
てもそういうつもりで目下対策を
研究中であります。

○田中(武)委員 板川委員の質問が
終わったので、私、若干の質問を
いたしたいと思つております。こ
れは刑法総則の適用を受けま
す。これは刑法総則の適用を受け
ます。もちろん判決というものは
ないから、すぐないかもしれない
が、審判等の場合に一つの罰則、
刑罰規定については刑法総則の
規定がすべてに適用される、準
用せられるということに當議
識になつてゐるが、独禁法の違
反の行為についてはどうです。

○佐藤(基)政府委員 独禁法違反
それ自身につきましてはいわゆる
行政取り締まりの見地からい
うのであります。刑法総則適用
はないと思つております。ただし
御承知の独禁法にも七十三
条に於て、この法律の規定に違反
する犯罪があると考へるときは
この法律に於て規定する犯罪と
して考へておられます。○田中(武)
委員 たとえば一つの審決を
やる、それと同じような内容の
ことをなかつた場合は、これが判
決であつた場合は刑法総則の累
犯規定が適用になるわけではな
いから、まづ正面累犯規定は
適用にならないとしても、その
趣旨においては同じようなこと
を何回か繰り返す、こういう
ようなことはどうでしょう、一
回目の審決と同じような行為を
再びや

る、こういうときには刑法の累
犯規定と同じような考へ方を持つ
べきではないか、こういう気持
なのですか、その点いかがで
しょう。○佐藤(基)政府委員 ち
よつと御質問の趣旨が受け取り
かねたのであります。同じ独禁
法違反を繰り返すというこ
とになれば、違反を繰り返すとい
うことは犯罪があると思つる
という可能性が非常に強い、こ
ういふふうに思つておられます。

○田中(武)委員 話がどうやら調停
者が入つて終わつたので、具
体的に出すことを私どうかと思
つておつたのです。が、具体的に
言へば、株式会社大和銀行は
三十六年六月二十六日にお宅
に三十六年勧第三号によつて
審決をされておられます。それ
は、酸水素油脂工業株式会
社の持ち株を十一項に違反
をして持つておるというこ
とに對する審決でございます。時
を同じやうして、前にも同委員
会において問題となつたし
ました十合の問題、これも同
趣旨のものでございませう。同
じ十一項違反なんですか。し
かも、これが出たのは六月の
何日です。そのときに第二の
事件は提訴を受けておつた。そ
ういふようなときには累犯規定
と同じような考へ方をもつて臨
むべきじゃないか、こう申し上
げておるわけではあります。

○佐藤(基)政府委員 具体的問題
になりますと、ちよつとお答
えいたしかねる点もあるでござ
いませう。前の酸水素の事件は、
お話の通り六月ごろに審決を
しておる、大和事件といふの
は、問題になつたのが、この春、
一月でしたか二月でしたか、そ
ういふ関係であることと、それ
から大和事件につ

きましては目下審理中でありま
して、まだ審決をするところま
で結論は出ておりません。○田中
(武)委員 この酸水素会社です
か、これは二十二年にお宅は
勧告を行なつておるわけですね。
そして審決をしたのが本年の
六月なんです。そうすると、そ
の間に一つ一つの事件がお宅
のところに入つてきたわけ
です。もちろん先ほど来言つて
おるやうに、刑法累犯の規定は
確定判決云々となれば、それは
刑罰が違つたから違つたけれど
も、やはり法違反という点にお
いては同じような考へ方で、同
じやうに勧告したものをまた犯
したといふことになるならば、
罪を重くしてやるということに
なるのじゃないか、こういう
ふうな考へ方があると思いますが、
どうですか。

○佐藤(基)政府委員 確定判決に
對する審決が同じやうなこ
とに對して二度もあるといふこ
とになれば、お話を通りだと思
つておられます。○田中(武)委員
もうこれも大体わかつたと思
つておられます。独禁法違反事
案のうち、公正取引関係のもの
は別として、原状回復その他の
もの、たとえばカルテルだとか、
あるいは今の十一項一項の違反
等は、たとえその事実が消滅
するといふ場合、原状回復をせ
られたとしてもなお違反の罪は
残る、従つて取り下げが行な
われない、お宅の調査、審決は
進めらるべきである、この解
釈しておりますが、間違ひあり
ませんか。

○佐藤(基)政府委員 私の方
といたしましては、独禁法違反
の事実をなくすることが一番
大事なんでありまして、そ
ういふ意味におきまして、
独禁法違反

の疑いのある事件でも、その事件の調査中等におきましてそういう被疑事件が消滅することがあります。そういう場合には従来とも不問に付するということにしております。

○田中(武)委員 それでは、この十月の十六日に私が要求してお宅からもらった文書があるのです。その「一般的に次のようなものである」というところの(1)、(2)、(3)に「また、不正な取引方法違反関係を除きその他の独禁法違反行為についてそれが犯罪を構成する場合は、違反の事実が消滅しても、その罪については、検事総長に告発しなければならぬことになっている」と、こういうふうに書いたのがあるのです。また法規もそうなのですか。

○佐藤(基)政府委員 違反事実が確定して、犯罪であると考えられれば、そういう問題は起こると思ひます。

○田中(武)委員 独禁法九十一条の一項二号「第十條第一項前段の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者」となっております。従いまして、独禁法違反の事実、違反というものは、取得した瞬間、所有した瞬間に発生しているわけですね。その後いかなる措置を講じようとも、それは情状酌量というふうな点については考えられるとしても、犯罪構成についてはそれを消すという行為にならない、私はこう思う。犯罪は構成せられておるというふうに考えるのですが、どうですか。

○佐藤(基)政府委員 審決を経まして被疑事件が独禁法違反ということがはつきりするということになって、それが犯罪と考えられるかどうかという問題だと思ひます。

○田中(武)委員 独禁法九十六条ですが、これによって、いわゆる告発権は公取委員会の専属権なんですよ。あなたの方がばさばさしていると、どんな問題が起ろうとも告発できないわけなんです。いわばあなたの方の専属権です。それを下手をやる、独占禁止を建前としている公正取引委員会が、なおかつ告発権を独占したことになる。これだけ強い権限をあなたの方は独禁法によって与えられておる。従って、独禁法の建前をとってこれをあくまでも守り、あくまでもこれを運用していく、これがあなたの方の任務でなくてはならない。ところが、最近あなたが委員長になってから、ことにその点もさささしている。はつきり言います。勇気がなさ過ぎる。独禁法の番人としての公取の権威は今や地に落ちつつある。そんなたよりのない返事じやなしに、法律の解釈ですからはつきり言ったらどうです。あなたも法制局の参事官が何かやっただけから、法律はあなたの方が専門家だ。法律でまわっていることに對して、なおかつ考えるとか、どうしようというふうなニュアンスを残すことがあり得ますか。どうです。

○佐藤(基)政府委員 先ほど申しました通り、七十三条によりまして「この法律の規定に違反する犯罪があると思料するとき」と書いてあります。そこでこれを分析しますと、この規定に違反するという独禁法違反の問題があつて、しかしそれが先ほど申し上げました刑法総則に照らしまして犯罪を構成するものを考えられる、こういうことになるわけでありまして、そこで、この法律に違反するということは、審決を経て確定する、はつきりすることでありまして、審決を経る前にきましては違反するかどうかというものは申し上げかねる、こういう次第であります。

○田中(武)委員 大体おっしゃることは、なるほど犯罪を犯しても、その裁判が始められるまでは被告じゃない、容疑者である、こういう意味と同じように、審決を経るまでは、いわゆる違反に対する容疑のみであつて、違反とはいへない、こういう手続上の言葉として了解いたしました。しかし、何回かこういう委員会において申し上げましたように、たとえば二条の六項ですか、いわゆるカルテルの問題、これなんかも、やっただけにすでに違反が発生しておる、あとから拘束性があつたとかないかということと関係なく、やっただけという事実によつて違反が発生しておる。あるいは十一條一項の株式の取得ということも、取得したということによつて発生しておる、こういうように私は解釈している。またそう解するの、その後のたとえば九十一条の規定の仕方——何回も言っておるが「取得し、又は所有した者」というふうな書き方、あるいはまた先ほど言った九十六条によつて、これらのことについての審決が終つてからの告発権はあなたの方の専属権である。そういう点から考えて、十分にやってもらわなければ、あなたの方の専属権でやむやにやられて、談話の発表ぐらいで済まされたら大へんなことになる。従つて、先ほど板川委員が言っているように、懸賞広告一つにしても百鬼夜行というふうな格好である。これは公正取引委員会によつて、もっとも必要であらう、予算も必要であらう、この点についてはわれわれはもっと努力しなければいかぬと思ひますが、もつとはつきりした態度、きぜんたる態度が必要だと思ひます。その点を要望いたしておきます。

○佐藤(基)政府委員 田中委員のお話、だいぶん前にもございまして、この告発の問題はわれわれの専属権である、そういう関係におきまして、この告発権を適正に運用するということを考へておるのであります。公取の歴史を見ますと、昭和三十四年に独禁法違反で告発したのが一つだけでありまして、それ以後ないというところは、実は私もとしても疑問に思ひまして、お話をの点委員会にも報告しまして、それ以来ある事件のある場合に、これを告発すべきかどうかということを特に私から発言してみんなに相談しておる、こういう事情であります。御趣旨よくわかりました。

○田中(武)委員 それは違反のやつは、どんな告発することです。それでなければ、あなたの方自体の公正取引委員会が、だんだんなめられてきておる。どんな告発することによつて、悪いやつはびしびしやるのだ、そこに独禁法を守る公取委員会の権威を高めるゆゑんがある、かように考えます。

法制局第一部長が見えたので、実はもうこの項に関する質問は終わつておるのですが、せつかく見えたのだから伺ひますが、実は先ほど来当委員会においてこの懸賞広告、ことにウィスキー一本買えば抽せんによつてハワイに連れていってやるとか、あるいはガム一個買えば抽せんによつて一千万円やるとかいうふうなもの、こういうものについて、いろいろと独禁法の立場から公正取引委員長に質問しておつたわけなんです。そのときに、この問題は公正取引委員長の答弁によると、多少商慣習というものを越えた場合、それが一般指定の公正取引となるような場合は問題となる、それ以外は民法上の問題であり、刑法上の問題である、こういうことなのです。そこで伺ひたいのですが、民法の五百二十九条ですか、ここに懸賞広告に關して規定があります。しかし、これは一定の行為をなしたる云々なんです。これは、たとえばガンならガンの研究、水虫なら水虫の研究、こういうふうなものを完成した人に対して何ほでも出そうというふうな広告をしたような場合、こういうことをいっておつて、今日のよう、物を買つたら券をくれる、券に番号が書いてある。その券の番号を適宜な方法によつて抽せんをしたり、矢でも打つて当たつた者に賞金をやろうというふうな、これはやはり懸賞ではあります。五百二十九条のいわゆる一定の行為、こういう中に、そういうことが入るかどうか。しかも、この法律ができたころに、そういうふうな懸賞まで予期していなかったのじゃないか。この五百二十九条は、一定の行為をやつた場合、あるいは犯人を逮捕したとか、あるいは研究を完成した、あるいは迷子を見つけてきたとか、犬を拾つたとか、こういうことだ

と思うのです。どうなんでしょうね、五百二十九条以下の解釈は……。

○山内(一夫)政府委員 今の民法の規定は、やはり一定の行為をしたという場合をいってあるので、ただ商品の番号が何か書いてあって、それが当たるといふのは、別に民法上の一定の行為という問題が生ずるわけでないから入っていないのだと思います。ただ、商品を買った場合に、それはクイズに解答する権利が生ずるわけでありまして、そういう場合に、懸賞広告に応募する資格を得て、そこで一定の行為をするということになって、民法上の問題が出てくるのだと思います。番号だけということでは、これに入らないのじゃないかと思ひます。

○田中(武)委員 公取委員長、先ほどあなたは、民法の問題だと逃げたのです。今、法制局の部長が言っているように、五百二十九条の規定しておるの

は一定の行為です。ところが板川君も先ほど来問題にしておるいわゆる懸賞広告、そういったものは一定の行為じゃない。今、法制局の部長が言ったように、物を買ったことによってその投票券を得る、それに一つのクイズなにかつて、それに正解を与える、これは行為です。しかし物を買うと券をもらって、その場において抽せんを行なうというのは、この五百二十九条に合

やってもらう必要がある。法制局の答弁で明らかになったと思う。

○佐藤(基)政府委員 民法の問題というのには、私の申ししたのは、懸賞広告の規定とは申しおらぬので、やはりこちらから一定の消費者と一定の契約が成立すると考えられる場合がある、そういう場合に、その契約の不履行という意味で私は申ししたのであります。

○田中(武)委員 ちょっと待って下さい。五百二十九条でないとするなら、どういう契約になるのですか。それは無名契約ですか。

○佐藤(基)政府委員 それは物を買った者にある物を与えるということをして申している。そこにやはり一つの契約が成立するのじゃないか、その契約不履行という問題じゃないか、私はそう考

えておるのです。

○田中(武)委員 そうすると、抽せん券を渡す。その抽せんが当たった者には物をやろうというものは条件付きか何かの契約ですか。懸賞に当たるとい

うことを前提条件とする条件付きの無名契約、むずかしいといえば、こういうことになるのですが、どうですか。

○佐藤(基)政府委員 それはやはり一つの契約じゃないかと思ひます。契約の不履行という問題になる。従って民法の問題になる、そういうふうに解釈しております。

○田中(武)委員 それを不履行なとき、当たってもくれなかったとき、それはあなたの申しした通り、しかもそれはもうそれであつたら刑法になる。一方においてそれが足らなかったときは契約不履行による請求権がある。今

が与える社会的な影響、それによる公正な取引の方、これを問題にしておるのです。あなたが民法の問題だと言

うから、五百二十九条を引っぱり出したわけですか。あなたがそういう意味に民法を使うたというならば、それは当たつたことに対して契約を履行しない、あるいはそれを履行したということ

は、民法、刑法の問題になることは言うまでもありません。われわれが問題にしておるのは問題の観点が違ふので

す。しかし、先ほど来もう何回か質疑応答を加えて、あなたの方でも十分考

え、そういうことについての立法的なことまでもあわせて研究する用意あり、こういうふうに解釈したから引き

下がったわけですが、そういうことは間違いないですね。

○佐藤(基)政府委員 私の方では最近の情勢にかんがみまして、何とか取り

締まりをしなればいかにぬというので、研究しております。

○田中(武)委員 法制局が見えておるの、また文部省がちょっと呼んでも

こないから、それまで質問します。現在この種の懸賞広告、これがあまり

りにも行き過ぎであるといひますが、百鬼夜行の状態にある。現在のところでは、これを取り締まる法制上の規定はないと思ひます。ただ、薬事法で

在どういう法制があるかとおしやる

と、私もすぐ全部が思い浮かびませんから、必ずしも的確な御返事はできないかと思ひますが、一応誇大広告をし

て、そして商品を販売するといふのは、商品の性能でもって競争するの

は当然ですけれども、非常に違ふ要素の入つた懸賞でもってやる、そして

か他方においてほんとうの商品の性能だけで競争する人がいるということ

になる、そこで非常な不正な競争ということに相なりますれば、独禁法

の問題に相なるかと思ひます。実は御承知のように牛カンの問題がございました、そのとき考えましたのですけれ

ども、それは公正な方法でやる人と不正な方法でやる人が今の日本の社会

にあるとすれば、不正な方法でやる人を押さなければならぬといふことは

いけれども、寝ても起きても朝から晩までそういうものがずっと通常行な

れておる状態になつてきた——通常行なわれておる懸賞が正常な商慣習に

反するんじゃないか。今までの公取の独禁法の運用は、通常それが行な

れておれば、それを正常な商慣習と見て取り締まりを今までしなかつたのじ

やないか。だから通常の商慣習と通常の商慣習というのを区別して、独禁法の

いう正常な商慣習に照らして、不当な手段で他の顧客を誘引する行為は悪い

というのなら、私はその解釈をもつてすれば今でも取り締まりはできないはずはないと思ひます。ところが公取は従来

は、正常な商慣習とは通常行なわれておるものをいうのだといふことで、ばく然としておつて、通常朝から晩まで

テレビ、ラジオ、新聞で広告しているのですから、これは正常な商慣習とみなしておる、こういうところにも問題があるんじゃないか、こう思ひます。

○山内(一夫)政府委員 理論的にい

えば今先生のおっしゃつた通りだと思

ひます。ただ正常という考え方が非常

に道徳的な意味で正常と必ずしもい

ないことがありまして、社会で許容さ

れている限度というものがやはりそう

いうところに限界がございまして、その

限界をどう理解されるかといふことは

その当時の社会の認識等もあつて、そ

こは公正取引委員会の御判断といふ

ことに相なるんじゃないか、こういう

非常に抽象的なお答えしかおそらくで

ないと思ひます。理屈の上からい

えば先生のおっしゃる通りじゃないかと思

ひます。

○田中(武)委員 今板川君が問題に出

ておる

二七

しました公正取引委員会の一指定の第六号の「正常な商慣習に照らして」云々、この正常な商慣習と、商法第一条の「商事ニ関シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス」というこの商慣習とはどう違いますか。同じですか。

○山内(一夫)政府委員 大へんむずかしい御質問で、御質問の点にうまく御答弁できないかと思うのですが、商法のいう商慣習というのは、法律行為の解釈論として出てくる慣習を考へておりますが、独禁法の方の商慣習という慣習というものは、一つの違法性を考へるときは立場から、どの程度の段階を越えれば社会はそれを非難すべきものであるかというふうな考へでできていると思うので、それが内容的に常に同じになるかという点必ずしもそうも言えないのではないかと、かように思っているわけでございます。

○田中(武)委員 公正取引委員長に伺いたいのですが、あなたのところの規定の正常な商慣習と、商法一条の正常な商慣習とはどう違いますか。

○佐藤(基)政府委員 なかなかむずかしい御質問でございますが、私の方は先ほど申しました通り、一つの審決例がございまして、それについて申したのでありますが、その例では不当な懸賞なんかをつけないということを、当該業界のものが申し合わせたとして、それが長く行なわれておった、そこでそれが一つの正常な商慣習である、それに反するからして、この六号に違反するという問題がある、そういうふうな考へたようであります。少なくともその限度において正しいと思

ます。ただし一般的に正常な商慣習とは何かといわれたときに、非常に迷うのでありますが、やはり業者の間にこういうことはよくあるというふうなことを申し合わせて、それが相当期間行なわれているというところになれば考えられるけれども、それでなければならぬか正常な商慣習の認定というのはむずかしいと思っております。

○板川委員 洋酒の場合一千万円というふうなのをやっているのがあるのですが、これは日本酒造組合中央会で、「清酒の取締条件の規制に関する協定」という協定をして、「組合員は自己の販売する清酒の取引に關し、その取引している若しくは取引しようとする酒類販売業者に対して、次の各号の一に掲げる行為をし、又はこれをする旨を示してはならない。」と云うて、演芸やスポーツや映画や旅行等に招待してはいけないとか、寄付をしてはいけないとかいうような申し合わせをして、洋酒の面でも同様の趣旨でやるといこうとで、自主的に行なわれてきておったのに、今度トリスがハワイにいくというふうなことをやった場合に、それは金額にして先ほど言いました五十万円でもハワイにいくとされるから、五十万円の限界が申し合わせできまっておるからいいだろうといふことだけれども、しかしどうもハワイにいくというふうな宣伝の仕方は、業界の申し合わせと違ふのではないかと思ふのです。そうしますと今までの申し合わせに反した行為だから、それを差しとめるといふ方法もできるのではないかと申すのですが、どうなんですか。

○佐藤(基)政府委員 そういふふうに私も考へまして、差しとめるように

に実はやっておるのであります。しかしこの問題は酒の問題でございますので、主税局が主管庁になっております。そこで主税局と十分連絡をとりまして、主税局と一致して申しますか、両方で押えるような方法を講じておるようなわけであります。

○田中(武)委員 佐藤公取委員長は先ほど問をもちて問に答えた。答えはしていないわけですか。というのはいわゆるあなたの方の一般指定という正常な商慣習とは何ぞや、あるいは商法の一条という商慣習とどう違うのかと聞いています。それに対してあなたは業者間において申し合わせがあった場合に、その申し合わせに違反してやるようなこと、これは正常な商慣習じゃないかと言われたのです。それじゃ、その審決はいつ出されましたか。

○佐藤(基)政府委員 昭和三十年に大阪の新聞社の事件がありまして、そのときに記事の差しとめ命令を——裁判所がその差しとめ命令についてそういうことを言っているわけでありまして、

○田中(武)委員 それは昭和三十年で

しょう。ところがあなたが出された不正な取引方法に關する一般指定は昭和二十八年ですよ。昭和二十八年に「正常な商慣習に照して」ということで書いてあるのです。その答えは三十年に出た審決をもってそれに当てはめるといふが、その当時はそういう審決はなかったのです。二十八年ころに出されておる。あなたはそれのときは委員長ではなかったらうが、それはあなたの答えは間違っているよ。あとから出たのでしょう。告示の方が先に出了たのです。「正常な」といふのはどう

○佐藤(基)政府委員 私の申しましたのは、「正常な商慣習」ということを、具体的な判例的なもので説明すればそういうことになるかと申したわけなんです。従つてその判例というものは、法律が出た後に出ておる、それをあげたのでございます。

○田中(武)委員 今になって、たとえばこういうときにはどうであつたと三十年の判例を示される。しかしあなたが——というよりも公正取引委員会が、二十八年に一般指定を出されておる。だから一般指定を出される限りは、正常な商慣習というものがはつきりと觀念づけられていなければならぬと思ふのです。それがあなたのところまで觀念づけられていないわけですから、従つて今は直ちにお答えを要求しません。直ちに公正取引委員会を開いて、この一般指定六号の正常な商慣習はいかなるものなりや、なお商法第一条の商慣習とどう違うか、これを一つはつきりと態度をきめて、当委員会に出していただきたい、このように思います。いかがですか。

○佐藤(基)政府委員 商法の商慣習といふのは、ちよつと私の方でなかなか調べにくいと思ひますけれども、私の方の解釈として正常な商慣習ということとは研究いたしましょう。

○田中(武)委員 文部省の方にお伺いするのですが、ちよつとあなたの方へ尋ねたいときにあなたは見えなくて、おくれたことを遺憾と思ひます。実は今大体この質問の中で想像をされておるの、いわゆる過大な懸賞広告等物販賣しておること、これが独禁法の不正取引にならないかどうか

か、あるいはそれに対する取り締まり等についてはどうかというふうなことをやっておるわけなんです。そこで文部省にお伺いするのですが、たとえばガムを買うとかキャラメルを買うとか、よつて一千万円の懸賞をやるとか、あるいは物をつけてやるかどうということ、あるいは最近の児童あるいは小學生用の雑誌を見ても、本誌より付録が多い、こういうのが多いわけなんです。すなわちキャラメルとかガムとかいうようなものよりか、むしろその懸賞あるいはそれに付随してもらうところの物に対して興味を引いて物を買うということ、しかもそのときにガムで、ロッテですか、一千万円以上の、そういうことが児童に及ぼす影響、ことに子供のときから射幸心を起こさせる、そういうことは大きな教育上の問題だと思ふのですが、そういう児童に關係のある、子供に關係のある物品に対して、そういうふうな過大な広告あるいは懸賞広告等についてはどうのよう

に考へ、教育の立場からどう規制しようとしておるのかお伺いいたします。

○上野説明員 お答えいたします。ただいまの御質問の過大な懸賞によつて子供たちに小さいうちから射幸心を起こさせるといふことは、教育上好ましくない問題だと思つております。で、具体的にどの程度のものがどういふ弊害があるかといふことは、子供の発達段階で、子供たちの心理との關係でございまして、その個々の場合にについて検討しなければならぬからにはなりませんけれども、一般的に申しまして射幸心をあおるようなやり方は、子供の道徳性を養う上から好ましくないと私も考へております。

○田中(武)委員 好ましくないと考えておられて、現実には起こっている事態に対してはどうか善処されましたか。

○上野説明員 学校の指導におきましては、小学校なら学校の子供たちの発達段階に即しまして、道徳なりあるいは生活指導の場面で子供たちを指導いたしております。一番問題になると思われますのは、子供の児童会、学級会、いわゆる子供たちの身の回りの生活の問題を議論いたします学級会の活動において、先生が指導される。そういう段階に、小学校の場合にはあるわけでございます。中学校の段階になりますと、ホーム・ルームの時間に身の回りに起こった問題について討議をする、あるいは道徳の時間にそういう方面に走らないような指導が行なわれております。今度は、この一月から教育課程が変わりまして、小中学校とも道徳的な指導が特に強化されておりますので、従来よりはそういうものに對する防ぎという面の指導は、徹底してきているものと私も考えております。

○田中(武)委員 問題をさらしては困りますよ。私は、道徳教育をどうしようとか、そういうことを聞いているのじゃないのです。そういったようなガムなんというものは、おとなも食わぬことはないが、おそろく子供でしゅう。キャラメルなんかでもそうです。それにいろいろな懸賞、ことに一千万円というような莫大な懸賞をつけてやっていると、それに対して、文部省はそのような広告自体にどういう態度をとったかと言っておるのです。問題をさらして答えてもらうては困る。道徳教育なんてつまらぬことを考える前に、そういうことを先にやりなさい

よ。何かそういうことについて——学童用のもの、先ほど言ったように雑誌にしたってそうですよ。本誌よりか付録の方が多く、あるいは物を買ったら一千万円もくれるというようなことに引かれる。あるいはグループ、ミットをやろう、こういうたような射幸性をおおるような販売方法、これに對して文部省はどういう態度を、そのように会社なり商社にとつておるのか聞いておるのですよ。問題をさらしてはだめです。道徳教育なんてやめておきなさい。

○上野説明員 私どもとして直接そういう商社に對して今お話のような処置をとつていこうというのには、私存しておりません。

○田中(武)委員 今言ったようなそういうことは、児童教育上ことに射幸心を起こさせることにおいて思わしくないと云つておる。ところがそういうことを野放しにしておる。もちろん文部省の権限をもつてそれをストップさせることはできない。しかしながら、文部省にしても、社会教育上児童教育に對してこういう影響があるからやめてもらいたいというようなことを一言くらい言つたつて、人は笑ひませんよ。先生に道徳教育をしいたり、あるいはまた問題のある学力テストを無理に押し切る前に、そういうことを手を打ちなさいよ。たとえ法律的な拘束力がなくなしても、文部省として子供の教育上こう考えるのだというようなことくらいやりなさいよ。やりますか、どうですか。

持っております。

○田中(武)委員 だから課長のような者を来いとは言わなかった。局長または大臣に來いと言つたんだが、來なかつたのだから、やむを得ない。こういう話が出たということで、局長あるいは大臣に相談して、文書をもって私のところに出して下さい、処置をどうするかということ。

○上野説明員 歸りまして上司と相談いたします。

○田中(武)委員 けっこうです。

○早稲田委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後二時四十一分散会

〔参照〕
電気用品取締法案(内閣提出第三八号)に関する報告書
請願に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

第一類第九号

商工委员会議錄第十二号

昭和三十六年十月三十日

昭和三十六年十一月七日印刷

昭和三十六年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局